

あきる野市地域保健福祉計画

令和 2 年度～令和 6 年度

令 和 2 年 3 月

あ き る 野 市

はじめに



本市では、保健及び福祉を総合的に推進する指針として「あきる野市地域保健福祉計画」を策定し、これに基づき様々な施策を実施してまいりました。

市民の皆様におかれましては、日頃より健康づくりや、ボランティア活動などに積極的に参加し、地域づくりの推進にご活躍いただいております。

今日、人口減少や少子高齢化が深刻化する中、社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、生活や福祉の課題が複雑化、多様化、複合化しており、本市においても、既存のサービスだけでは解決できないケースが増えています。このような社会状況や生活スタイルの変化から生まれる新たな課題に対応するためには、行政のみならず、地域全体で向き合って、考えていく必要があります。

市民の皆様が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし、いきいきと活動していくことができる、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するため、このたび令和2年度から令和6年度までを計画期間とする新たな地域保健福祉計画を策定いたしました。

市では、今後、本計画に基づき、基本理念である「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」の実現に向けて、地域の皆様や関係者の皆様との協働により、市民による支え合いや助け合いと、公的なサービスの充実を両輪として地域福祉の推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定のための調査にご協力いただいた多くの市民の皆様と、熱心なご審議をいただきました下村委員長をはじめとする「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

あきる野市長

村木英幸

目 次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画の背景及び目的.....	3
2 計画の根拠及び位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 これまでの取組及び今回の策定のポイント.....	6
第2章 あきる野市の地域福祉を取り巻く現状.....	9
1 市の人口・世帯.....	11
(1) 人口の推移.....	11
(2) 世帯の推移.....	13
(3) 地域別（ブロック別）の人口.....	14
2 支援を必要とする人や家族の状況.....	16
(1) 子ども・子育て世帯を取り巻く動向.....	16
(2) 障がい者（児）を取り巻く動向.....	20
(3) 高齢者を取り巻く動向.....	22
(4) 生活困窮者を取り巻く動向.....	25
(5) 権利擁護を取り巻く動向.....	27
(6) 市民の健康づくりを取り巻く動向.....	28
3 地域福祉推進にかかる関係者・機関・団体の状況.....	33
(1) 関係者・機関・団体など.....	33
(2) 地域における福祉の相談機関.....	38
4 アンケート調査からみる施策の評価.....	40
第3章 基本理念・基本目標及び重点施策.....	43
1 基本理念.....	45
2 基本目標及び重点施策.....	46
(1) 基本目標.....	46

(2) 重点施策.....	47
3 計画の体系.....	48
第4章 施策の展開.....	51
基本目標1 安全・安心に住み続けられる環境づくり.....	53
(1) 健康づくり・生きがいつくりの充実 重点施策	54
①健康寿命を延ばす健康づくり・介護予防の推進.....	54
②社会参加・生きがいつくりの推進.....	55
(2) 医療と介護の提供体制の充実.....	56
①地域における医療体制の充実.....	56
②医療と介護の連携の推進.....	57
(3) 防災・防犯体制の充実.....	58
①防災・防犯対策を通じた地域のつながりの強化.....	58
(4) 人にやさしいまちづくり.....	59
①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進.....	59
基本目標2 お互いに支え合い、助け合う地域づくり.....	60
(1) 地域力の強化 重点施策	61
①地域が主体の活動の推進.....	61
②支え合う地域づくりの推進.....	62
(2) 見守り体制の充実.....	64
①見守りネットワークの充実.....	64
②虐待防止、早期発見のための見守り活動と連携の強化.....	65
基本目標3 地域の暮らしを支える体制づくり.....	67
(1) 包括的な相談支援体制の充実 重点施策	68
①複合的な課題に対応できる相談支援体制の確立.....	68
②個別の課題に対応できる相談機能の強化.....	69
(2) 適切なサービスを提供できる体制づくり.....	71
①保健福祉サービスの提供体制の強化.....	71
基本目標4 地域福祉を推進する人づくり.....	73
(1) 地域保健福祉の意識向上.....	74
①福祉教育と情報発信の推進.....	74

（２）人材育成の推進	重点施策	75
①担い手の育成と支援		75
②ボランティアの育成と支援		77
第５章 計画の推進に向けて		79
１ PDCA サイクルに基づく計画の推進		81
２ 計画評価のための指標の設定		82
資 料		85
１ あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会		87
（１）設置要綱		87
（２）委員名簿		88
２ あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム		89
（１）設置要領		89
（２）構成員名簿		90
３ 計画の策定経過		91
（１）検討経過		91
（２）パブリックコメントの実施について		93
４ 用語の解説		94

■ 94～96 ページの用語解説に掲載している言葉には ※ をつけています。

表示例 ： 核家族※

■ 繰り返し同じ言葉が出てくる場合は、最初の言葉にのみ※をつけています。



第 1 章

計画策定に当たって

1 計画の背景及び目的

あきる野市では、少子高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや核家族※の増加など家族のあり方が変容してきています。これらに加え、地域における人と人のつながりの希薄化が進んでおり、家庭や地域で支え合う力は弱くなりつつあります。

このような中、介護などが必要な人や認知症の人の増加、虐待やいじめ、ひきこもり、社会からの孤立、生活困窮、格差の拡大など、多様で複雑な生活課題が浮き彫りになってきています。

こうした課題に対して、従来の介護保険サービスや子育て支援、障がいのある人に対する支援など、公的なサービスだけで対応することは難しくなっており、市民による支え合いや助け合いと、公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が一層重要となってきました。

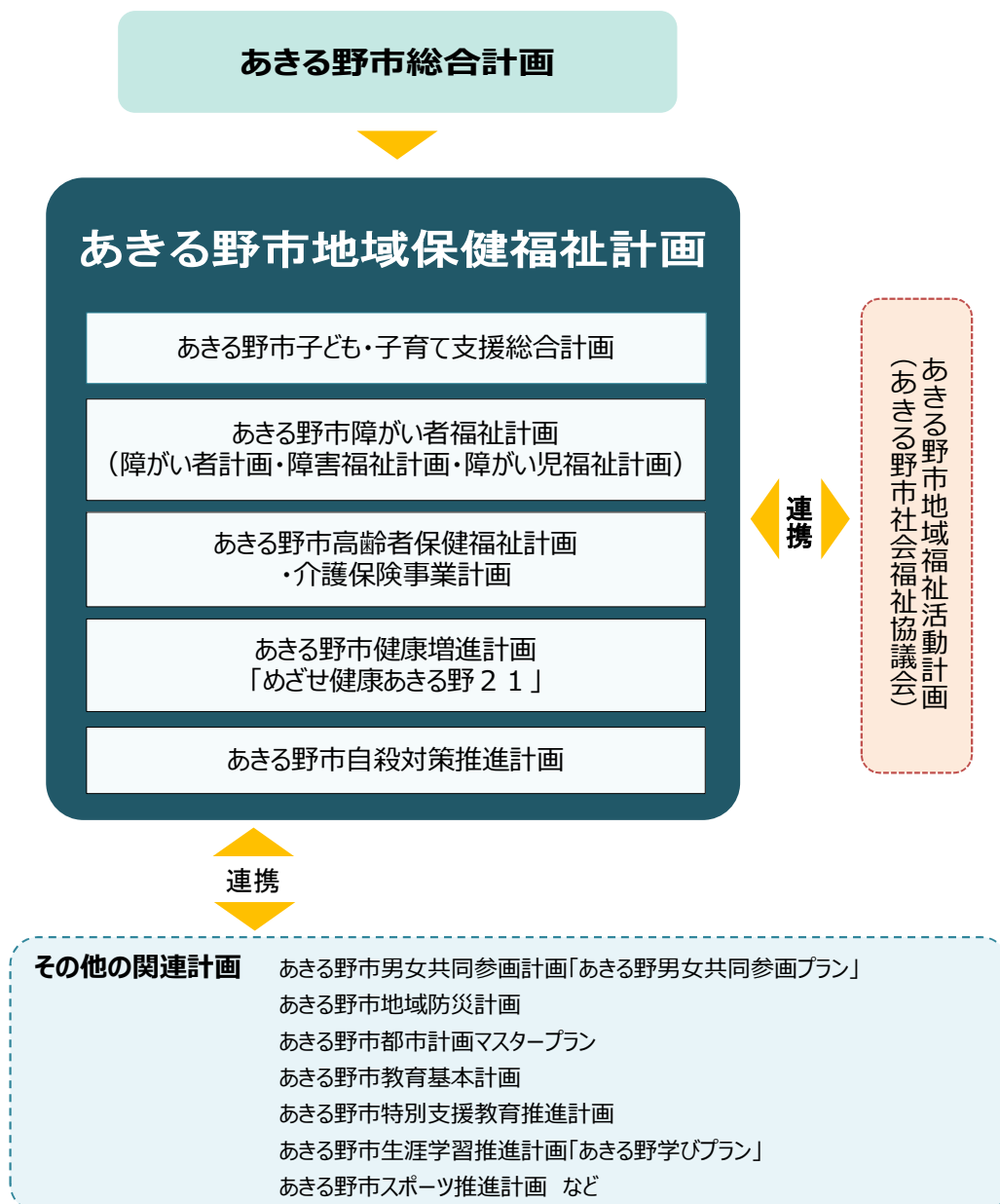
地域福祉の向上をめざす「あきる野市地域保健福祉計画」は、平成12年度に初めて策定され、その後、社会情勢の変化などを踏まえ4回の改定を行い現在に至っています。今後、更なる少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えようとしている状況を見据え、地域福祉の向上は、全ての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために欠かせないものであります。こうした認識のもと、市民と行政との協働による、笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざし、「あきる野市地域保健福祉計画」を新たに策定します。



2 計画の根拠及び位置付け

「あきる野市地域保健福祉計画」（以下「本計画」という。）は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和 26 年法律 45 号）第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

本計画は、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

最終年に当たる令和6年度には、社会情勢や計画の進捗状況、関連計画との整合性を踏まえた改定作業を行い、令和7年度を初年とする新たな計画を策定します。

	H27 /2015	H28 /2016	H29 /2017	H30 /2018	R元 /2019	R2 /2020	R3 /2021	R4 /2022	R5 /2023	R6 /2024	R7 /2025
あきる野市総合計画	総合計画・基本構想 後期基本計画						総合計画・基本構想 前期基本計画				
◎あきる野市 地域保健福祉計画	地域保健福祉計画					地域保健福祉計画					
あきる野市子ども・子育て支援 総合計画	子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援総合計画					
あきる野市障がい者福祉計画 （障がい者計画・障害福祉計 画・障がい児福祉計画）	障がい者福祉計画		障がい者福祉計画		障がい者福祉計画		障がい者福祉計画				
あきる野市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画	第6期		第7期		第8期						
あきる野市健康増進計画 「めざせ健康あきる野21」	第1次		第2次								
あきる野市自殺対策推進計画						第1次					
あきる野市地域福祉活動計画 （あきる野市社会福祉協議会）	第3期	第4期				第5期					

4 これまでの取組及び今回の策定のポイント

(1) これまでの取組

地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉事業法などの改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。本市では、平成 12 年 3 月に、市町村地域福祉計画に当たる本計画を策定し、市民と関係機関が連携・協働して、地域福祉の推進に努めてきました。

平成 17 年 4 月からは「笑顔あふれる 安心して暮らせる 保健福祉都市をめざして」を基本理念に掲げ、この理念のもとに保健福祉の充実が図られました。この理念はその後の計画に引き継がれています。

平成 27 年 3 月に策定された計画では、分野別・対象別の取組を示す縦断的な構成を改め、関係部署及び関係する個別計画への道標となる横断的な内容とする新たな構成としました。

策定年月	計画期間	基本理念
平成 12 (2000) 年 3 月	平成 12 (2000) 年 4 月～ 平成 22 (2010) 年 3 月	元気でいきいき、 安心して暮らせるまち、あきる野
平成 17 (2005) 年 3 月	平成 17 (2005) 年 4 月～ 平成 22 (2010) 年 3 月	笑顔あふれる 安心して暮らせる 保健福祉都市をめざして
平成 22 (2010) 年 3 月	平成 22 (2010) 年 4 月～ 平成 27 (2015) 年 3 月	
平成 27 (2015) 年 3 月	平成 27 (2015) 年 4 月～ 平成 32 (2020) 年 3 月	

(2) 今回の策定のポイント

■ 地域福祉とは

地域福祉とは、一人ひとりが直面している様々な生活課題・福祉課題を、制度化されたサービスや事業のみによって解決するのではなく、地域住民や関係機

関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働して対応することで、誰もが自分らしく安心して生活できるよう、地域全体で支え合っていく関係や仕組みをつくること、またそれらが機能している状態を意味します。

生活課題・福祉課題が複雑化、多様化、複合化している現在、既存の制度のみでは解決が困難な課題が多くあります。また、少子高齢化に対応していくためには、地域住民や関係機関がつながり、地域社会を支えていくことが、これまで以上に重要になっていることなどを踏まえると、地域福祉の推進は地域住民全てに関わる重要なテーマであるといえます。

■「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉計画であること

地域共生社会の実現をめざし、平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステム^{*}の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正（以下「改正社会福祉法」という。）されました。

厚生労働省では、地域共生社会について、「社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。」としています。

改正社会福祉法は地域共生社会の実現をめざしており、地域福祉計画はその実現を推進する計画となります。そのため、市町村には地域福祉計画を策定する努力義務が課せられ、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定めるとともに、各分野の上位計画として位置付けられる計画となりました。

■地域福祉計画に盛り込むべき内容

改正社会福祉法では、市町村には、地域福祉の推進に関する事項として次の5事項を一体的に定める計画として、地域福祉計画を策定することが求められており（法第107条）、これらを盛り込むことが「市町村地域福祉計画」であるための条件となります。計画の策定においては、法改正の趣旨を理解し、具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加えて計画を策定する必要があります。このため、本計画では、本市の福祉施策の体系・内容に合わせて適宜盛り込むこととします。

地域福祉計画に盛り込むべき内容

- （１）地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【改正により追加】
- （２）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- （３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５）包括的な支援体制の整備に関する事項【改正により追加】

■計画の推進を図る取組

計画は作成した後に、進捗管理・評価などを通じて着実に推進をしていくことが重要です。

このため、本計画では、策定後の進捗管理・評価を行う庁内体制、評価組織を明確に位置付け、計画の推進を図ります。

また、重点施策を定めるとともに、重点施策については評価が可能となるように、各分野の個別計画の目標などを参照しつつ、各種基礎データやアンケート結果、地域課題の把握・分析結果などに基づき、具体的な目標を検討・設定します。同時に、計画策定時に、進捗管理・評価の指標や手法をあらかじめ明らかにします。

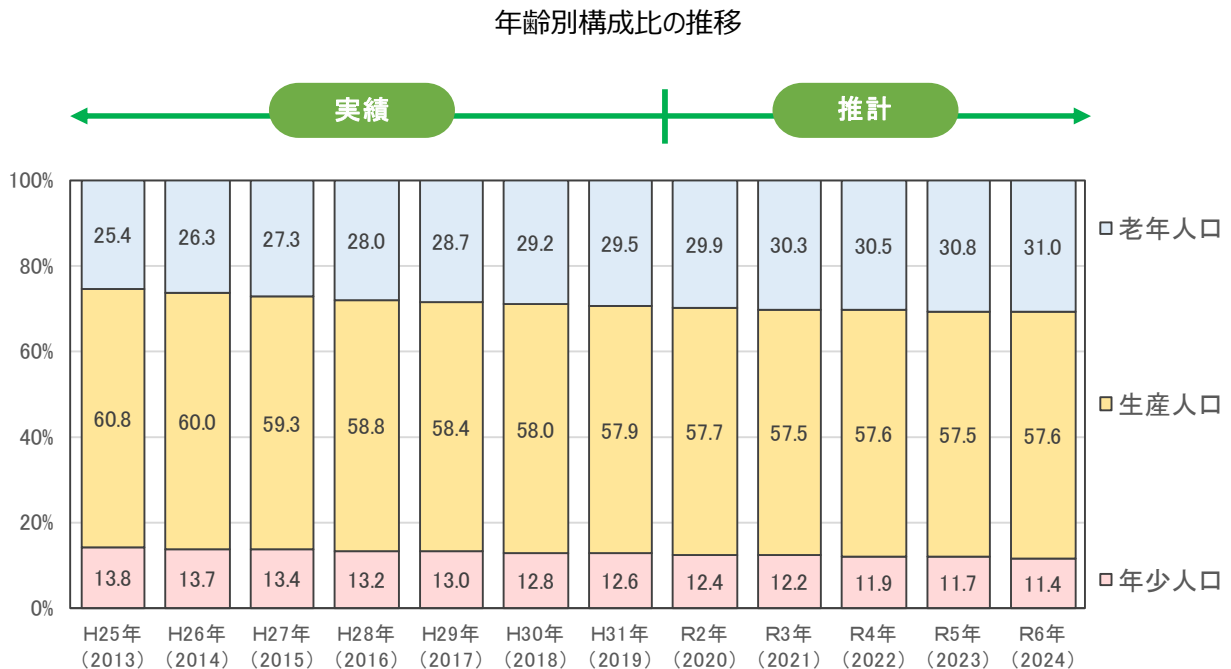
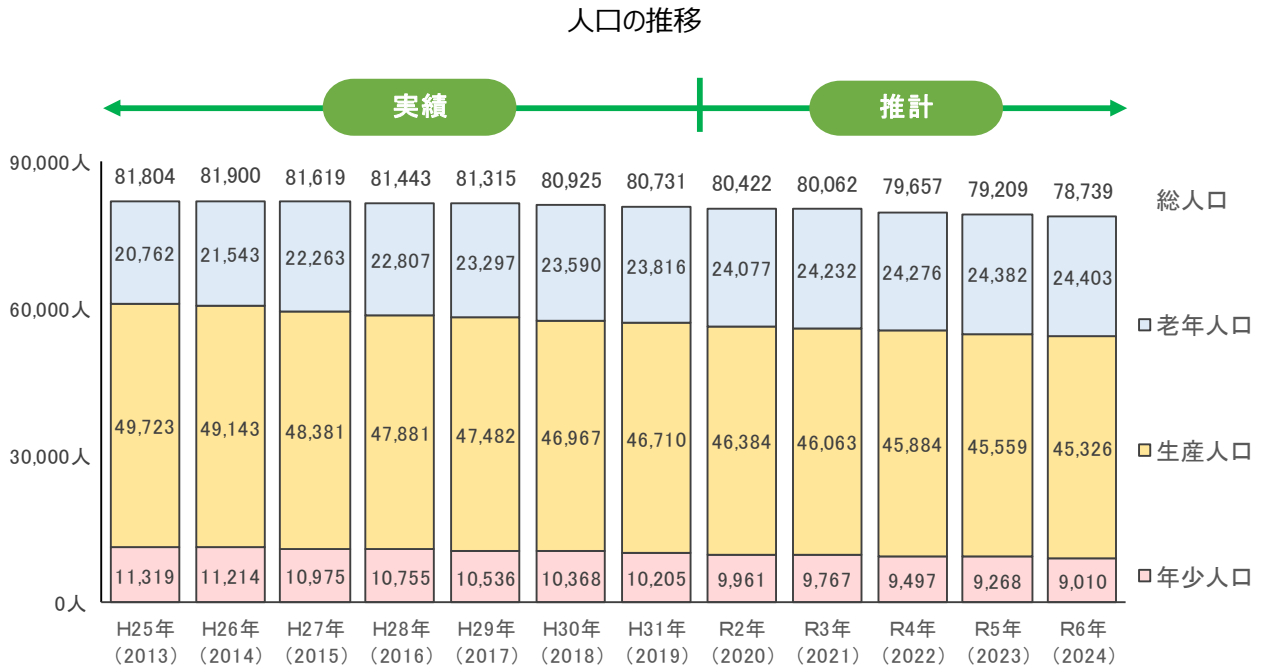


第2章

あきる野市の 地域福祉を取り巻く現状

1 市の人口・世帯

(1) 人口の推移



※各年4月1日現在、外国人を含む

※今回の人口推計に当たっては、平成26年から平成31年までの住民基本台帳データを用いて、コーホート要因法により行いました。

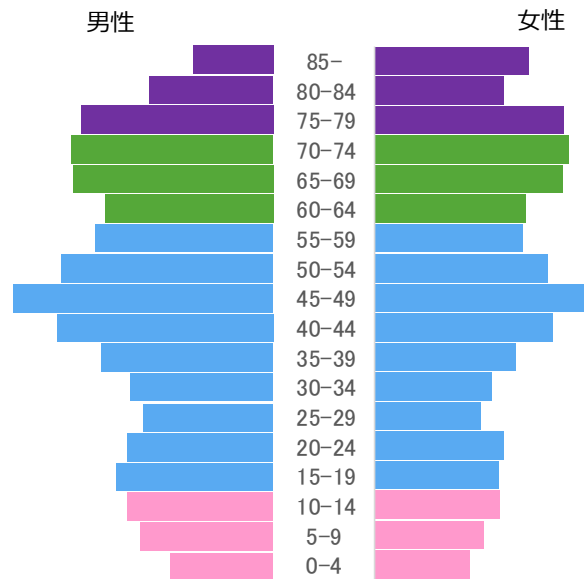
コーホート要因法とは自然動態（出生や死亡）や社会動態などをもとに、将来の人口を求める方法です。

あきる野市の人口

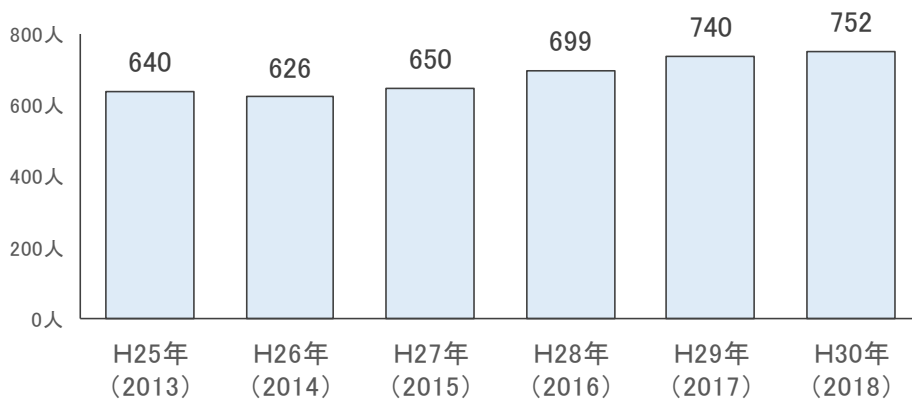
区 分	人口 (人)	構成比 (%)	
■ 後期高齢者人口 (75 歳以上)	12,559	15.6	29.5
■ 前期高齢者人口 (65～74 歳)	11,257	13.9	
■ 生産年齢人口 (15～64 歳)	46,710	57.9	
■ 年少人口 (0～14 歳)	10,205	12.6	
合 計	80,731	100.0	

※人口ピラミッドの中央の数字 = 年齢
 ※平成 31 年 4 月 1 日現在、外国人を含む

人口構成 (ピラミッド)



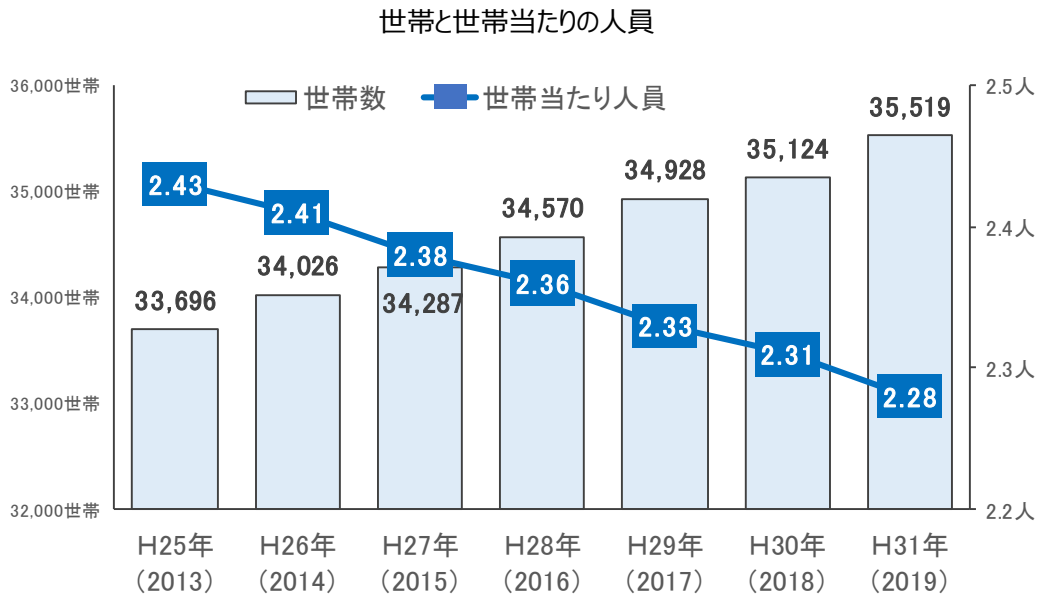
外国人人口



※各年 1 月 1 日現在、出典：あきる野統計

- 総人口は 8 万人台で推移していますが、令和 4 年には 8 万人を下回ると推計されており、人口は減少する傾向にあります。
- 生産年齢人口 (15～64 歳) 及び年少人口 (0～14 歳) やその割合は減少する一方で、65 歳以上の老年人口やその割合は増加する傾向にあります。
- 外国人人口は増加が続いており、平成 30 年の外国人人口は 752 人であり、総人口の約 1% を占めています。

(2) 世帯の推移



※各年 1 月 1 日現在、出典：あきる野統計

- 世帯数は増加が続いており、平成 31 年は 35,519 世帯です。6 年前の平成 25 年に比べて 1,823 世帯の増加となっています。
- 一方、一世帯当たりの人員は減少を続け、平成 31 年の一世帯当たりの人員は 2.28 人となっています。世帯の規模は年々縮小している傾向がみられます。
- 地域別（ブロック別）の人口は、次ページのとおりです。人口が最も多い地域は第 2 ブロックの 29,230 人であり、第 2 ブロックと第 1 ブロックの合計で総人口の 58% を占め、当該地域に人口が集中しています。
- 年少人口比率が最も高い地域は第 1 ブロック（14.0%）、生産年齢人口比率が最も高い地域は第 2 ブロック（59.7%）、高齢化率が最も高い地域は第 6 ブロック（43.8%）です。第 3 ブロックを除く全てにおいて、後期高齢者人口比率が前期高齢者人口比率を上回る状況にあります。

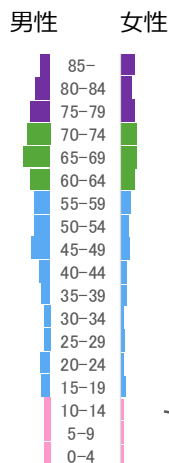
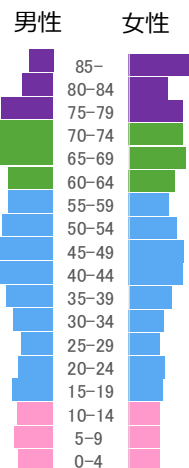
(3) 地域別（ブロック別）の人口

■ 第4ブロック__人口 10,269 人

ブロック人口／総人口：12.7%

■ 後期高齢者人口比率：16.7% } 高齢化率
 ■ 前期高齢者人口比率：14.4% } 31.0%
 ■ 生産年齢人口比率：56.1%
 ■ 年少人口比率：12.8%

山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内

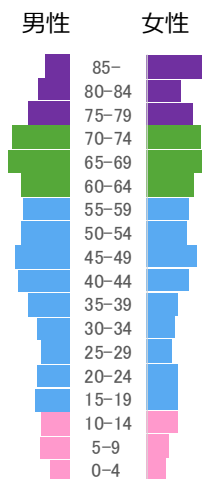


■ 第6ブロック__人口 1,937 人

ブロック人口／総人口：2.4%

■ 後期高齢者人口比率：22.4% } 高齢化率
 ■ 前期高齢者人口比率：21.4% } 43.8%
 ■ 生産年齢人口比率：48.8%
 ■ 年少人口比率：7.3%

小和田、深沢、戸倉、乙津、養沢



■ 第5ブロック__人口 8,918 人

ブロック人口／総人口：11.0%

■ 後期高齢者人口比率：16.8% } 高齢化率
 ■ 前期高齢者人口比率：16.3% } 33.2%
 ■ 生産年齢人口比率：56.2%
 ■ 年少人口比率：10.7%

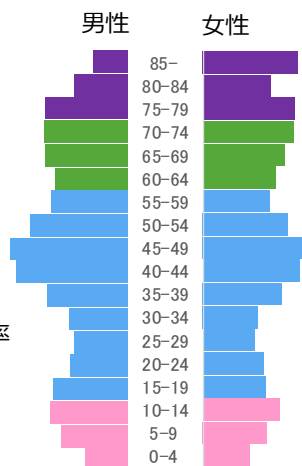
五日市、小中野、留原、高尾、館谷、館谷台、入野

■第1ブロック_人口 17,620 人

ブロック人口／総人口：21.8%

■ 後期高齢者人口比率：16.0%	} 高齢化率
■ 前期高齢者人口比率：12.7%	
■ 生産年齢人口比率：57.4%	
■ 年少人口比率：14.0%	

草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一～二丁目

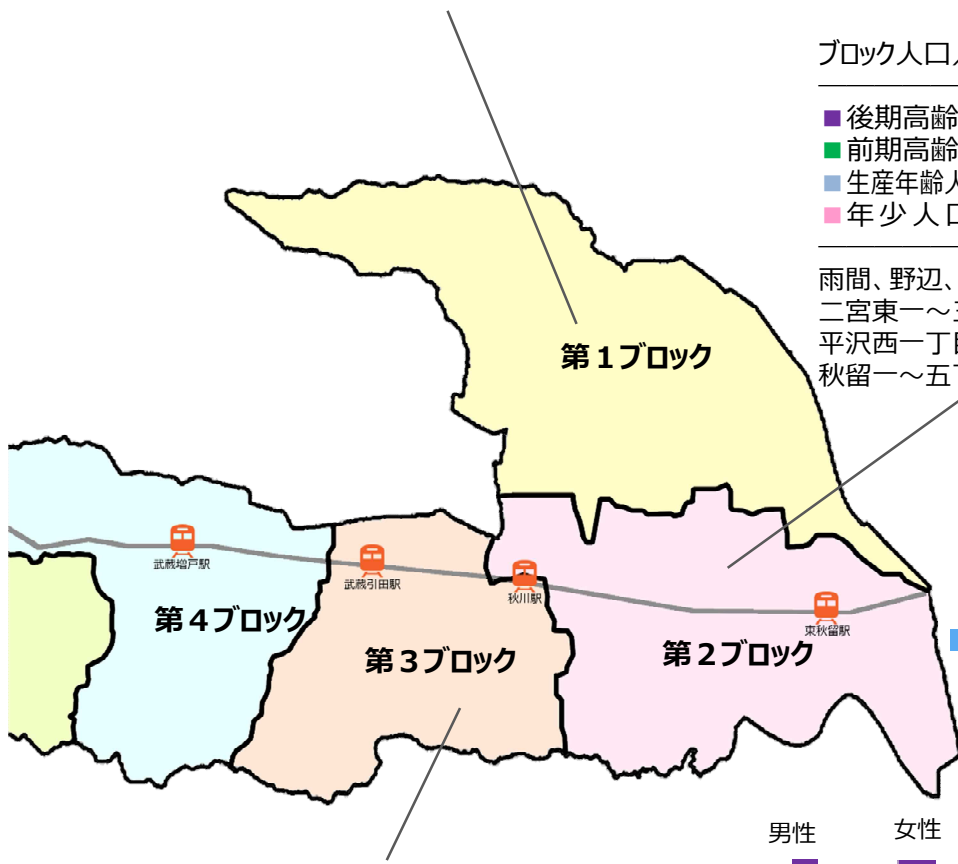
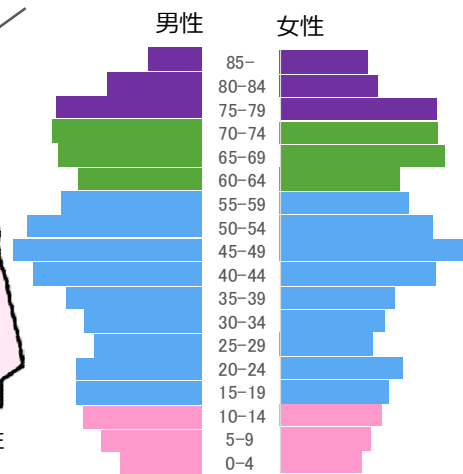


■第2ブロック_人口 29,230 人

ブロック人口／総人口：36.2%

■ 後期高齢者人口比率：14.0%	} 高齢化率
■ 前期高齢者人口比率：13.5%	
■ 生産年齢人口比率：59.7%	
■ 年少人口比率：12.7%	

雨間、野辺、小川、小川東一～三丁目、二宮、二宮東一～三丁目、平沢、平沢東一丁目、平沢西一丁目、切欠、秋川一～六丁目、秋留一～五丁目

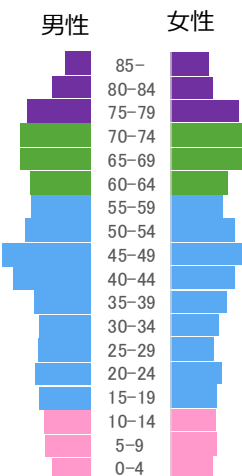


■第3ブロック_人口 12,877 人

ブロック人口／総人口：15.9%

■ 後期高齢者人口比率：13.8%	} 高齢化率
■ 前期高齢者人口比率：14.5%	
■ 生産年齢人口比率：58.7%	
■ 年少人口比率：13.1%	

引田、洲上、上代継、下代継、牛沼、油平



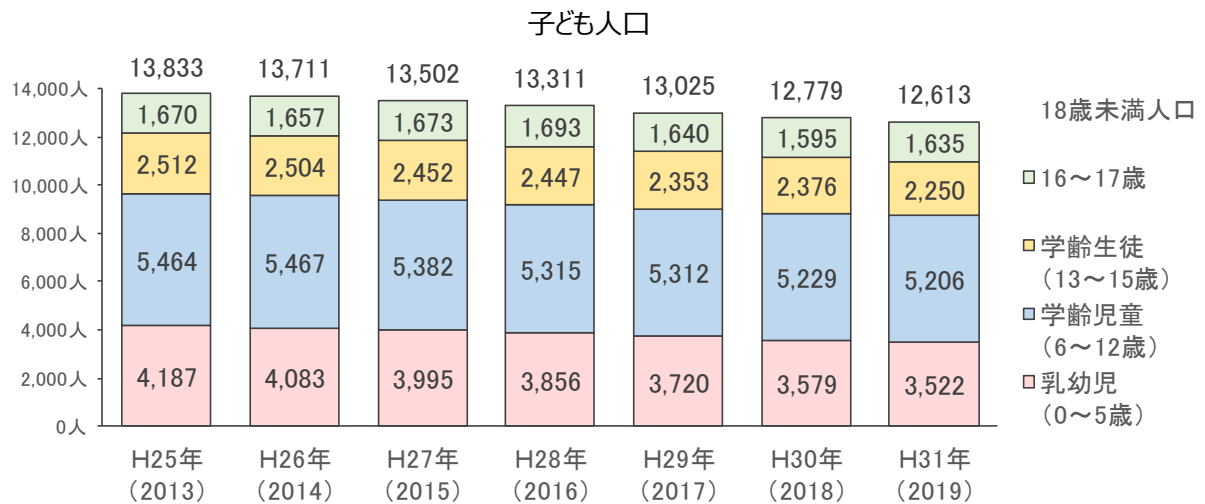
※人口ピラミッドの中央の数字 = 年齢
※平成 31 年 1 月 1 日現在、外国人を含む

後期高齢者人口（75 歳以上）
前期高齢者人口（65～74 歳）
生産年齢人口（15～64 歳）
年少人口（0～14 歳）

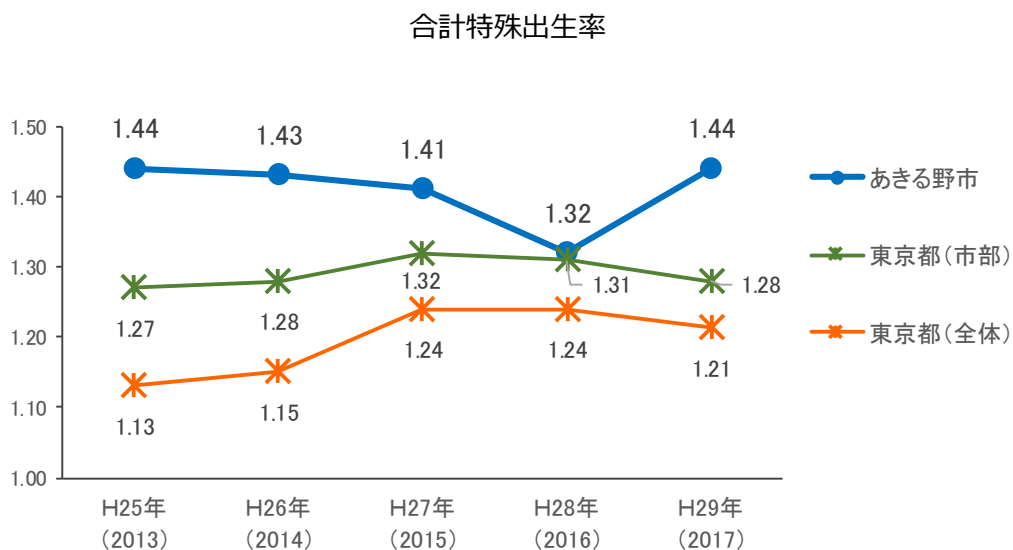
※高齢者人口比率は少数第 2 位を四捨五入しているため、前期及び後期高齢者人口比率を足しても一致しない場合がある

2 支援を必要とする人や家族の状況

(1) 子ども・子育て世帯を取り巻く動向



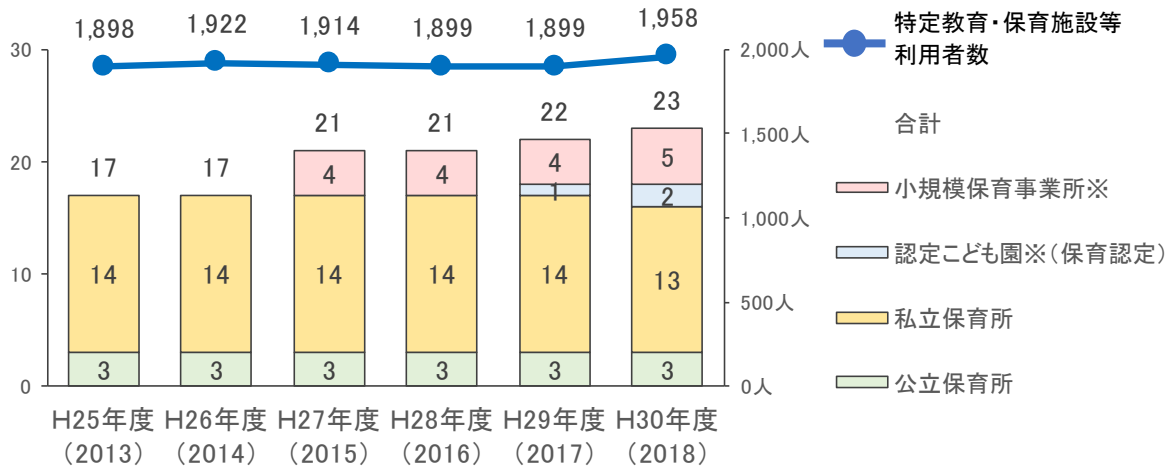
※各年1月1日現在、外国人を含む



※出典：東京都保健福祉局 人口動態統計

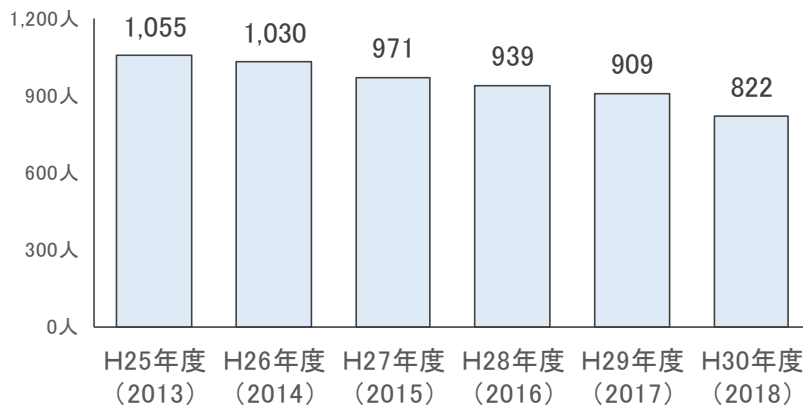
- 平成31年の18歳未満人口は12,613人であり、6年前の平成25年に比べて1,220人の減少となっています。
- あきる野市の合計特殊出生率*は東京都全体や東京都（市部）を上回ってはいるものの、18歳未満人口は減少が続いています。

特定教育・保育施設等の箇所数及び利用者数（実人数）



※各年年度末、出典：各年事務報告書

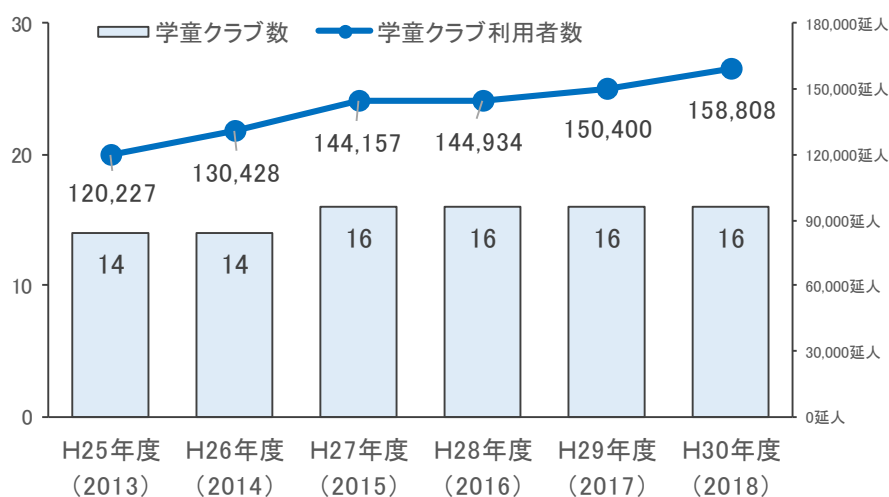
幼稚園及び認定こども園（教育認定）利用者数（実人数）



※各年度 5 月 1 日現在、参照：あきる野統計及び各年事務報告書

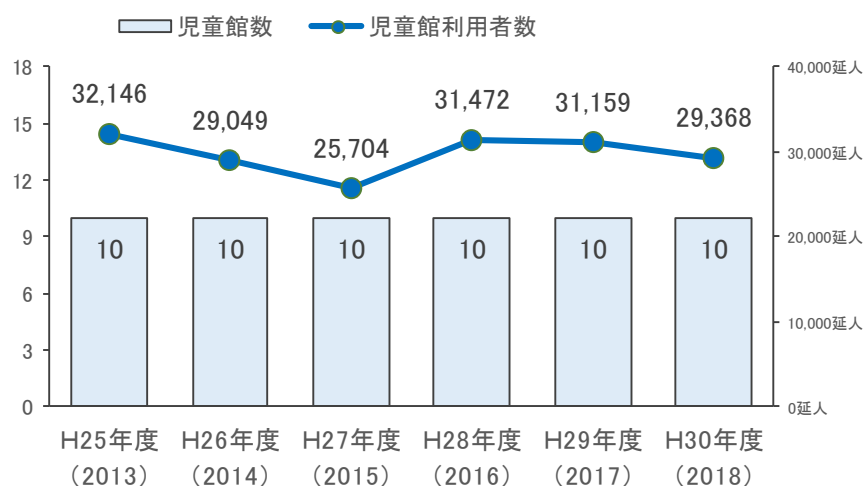
- 乳幼児人口は減少が続いていますが、特定教育・保育施設等の箇所数及び利用者数（実人数）は増加をしており、平成 30 年の特定教育・保育施設等の箇所数は 23、利用者数は 1,958 人です。5 年前の平成 25 年に比べて 60 人の利用者の増加がみられます。
- 一方で、幼稚園の利用者数（実人数）は減少し、平成 27 年度には 1,000 人を下回り、平成 30 年度は 822 人となっています。5 年前の平成 25 年度に比べて 233 人の利用者の減少がみられます。

学童クラブ数・利用者（延人数）



※各年年度末、出典：各年事務報告書

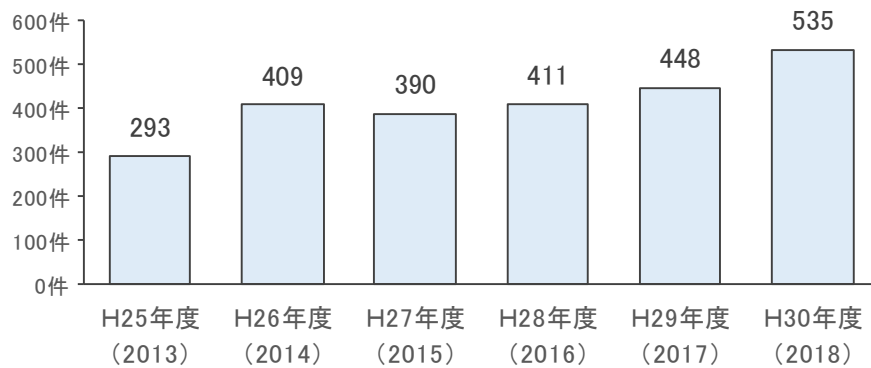
児童館数・利用者数（延人数）



※各年年度末、出典：各年事務報告書

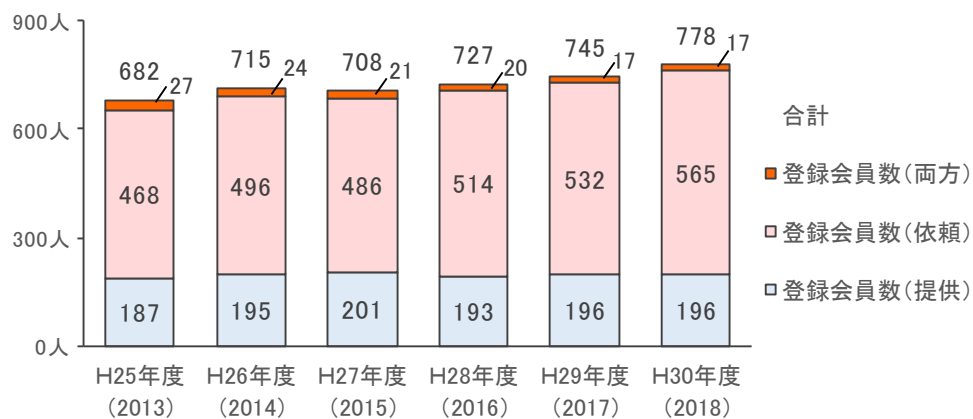
- 学童クラブ数は平成 27 年度に 14 か所から 16 か所となり、平成 30 年度も同数を維持しています。利用者数（延人数）は増加を続け、平成 30 年度の利用者数（延人数）は 158,808 人、5 年前の平成 25 年度に比べて 38,581 人の利用者の増加がみられます。
- 児童館数は 10 か所、利用者数（延人数）は 25,000～32,000 人台の間で推移しており、増加の傾向はありません。

子ども家庭支援センター相談件数



※各年年度末、出典：各年事務報告書

ファミリー・サポート・センター登録者数

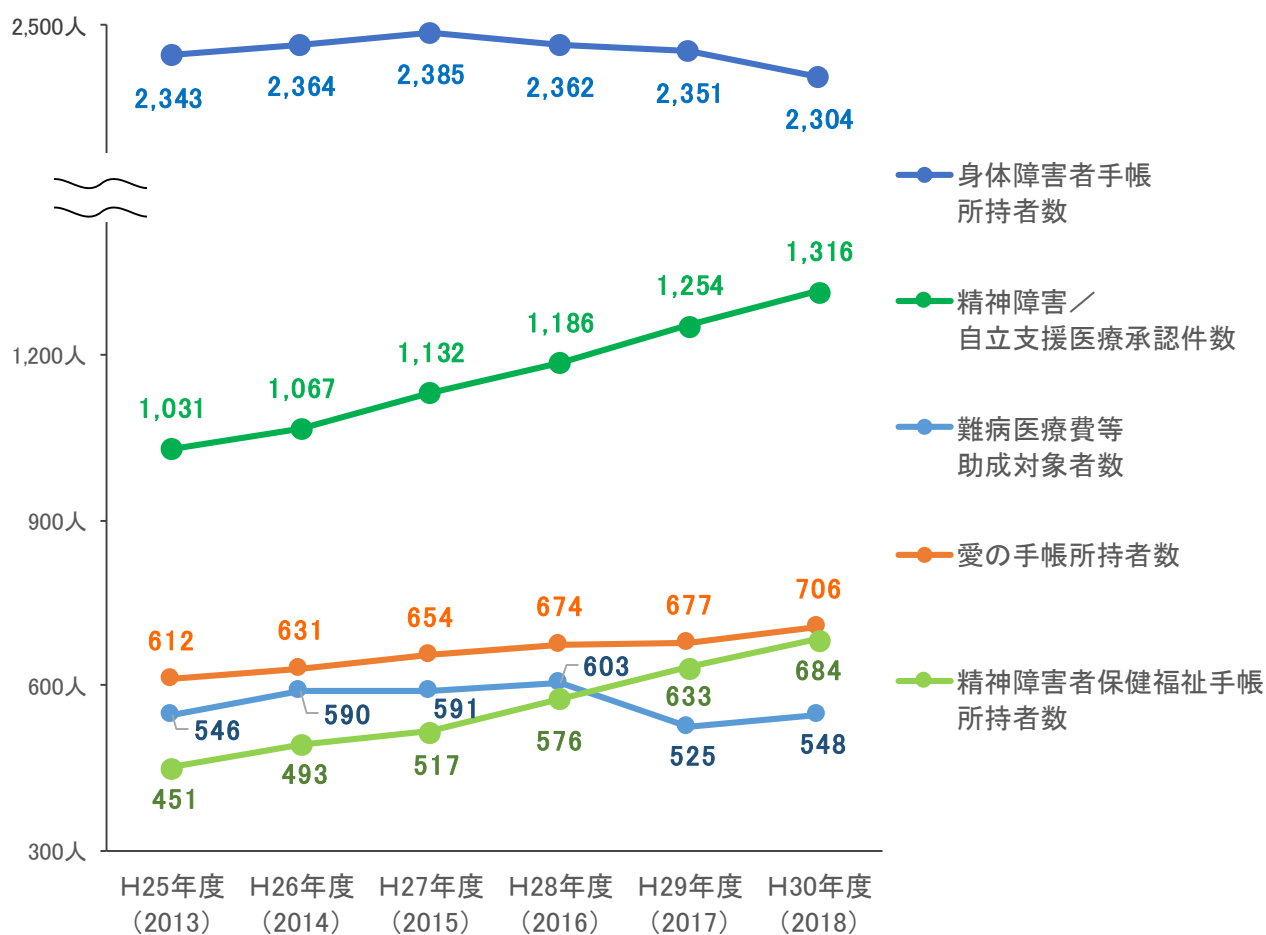


※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 子ども家庭支援センターは、18歳未満のお子さんや子育て中の保護者の方、子どもに関わりのある方などのあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かりなどのサービスの提供、子育てグループ支援や子育て講座などを行っています。市内には1か所設置され、平成30年度に同センターに寄せられた相談件数は535件となり、増加の傾向にあります。
- ファミリー・サポート・センターは、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。育児の援助をする提供会員は200人前後で推移していますが、援助をしてほしい依頼会員は増加の傾向にあります。

(2) 障がい者（児）を取り巻く動向

障がいに関する手帳所持者数等



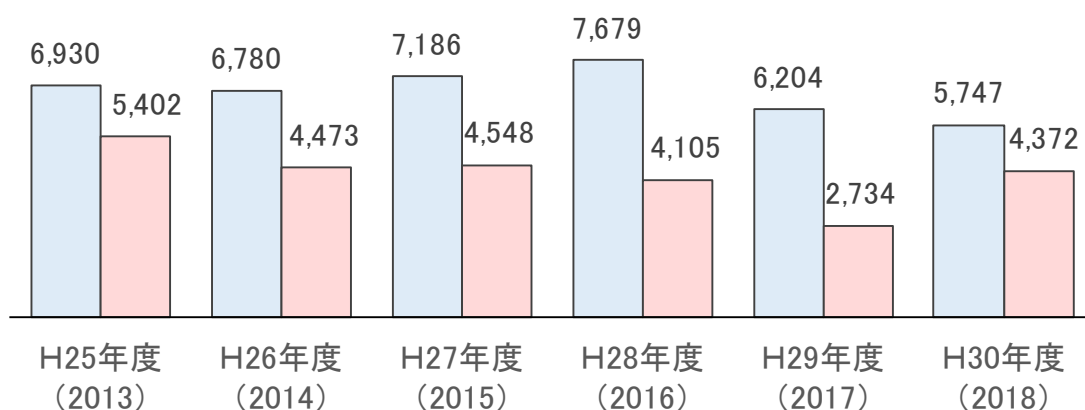
※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 平成 30 年度の障がい者（児）に関する手帳所持者数をみると、最も多いのは身体障害者手帳*所持者の 2,304 人、次いで愛の手帳*所持者の 706 人、精神障害者保健福祉手帳*所持者の 684 人となっています。
- 身体障害者手帳所持者は減少しており、反対に愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。
- 同様に、難病医療費等助成制度*対象者や精神障がいの自立支援医療**承認件数も増加しています。

障がい者（児）に関する相談支援利用者数・相談件数

□障がい者相談支援センター相談支援利用者数（延人数）

□障がい者就労・生活支援センター「あすく」相談件数（件）

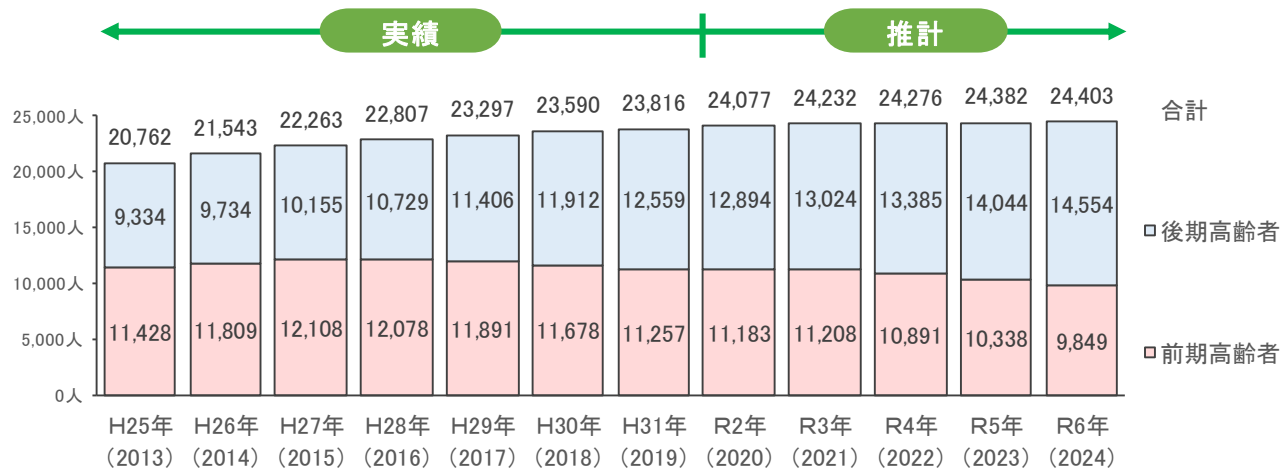


※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 市内には、障がい者（児）に関する相談機関として、障がい者相談支援センター及び障がい者就労・生活支援センター「あすく」があります。
- 障がい者相談支援センターでは、日常生活に関する相談、地域住民との交流を図るための場や生活情報を提供しています。また、障がい者就労・生活支援センター「あすく」では一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。
- 平成30年度の障がい者相談支援センターの相談支援利用者数（延人数）は5,747人、障がい者就労・生活支援センター「あすく」の相談件数は4,372件でした。どちらも年度によりばらつきがみられますが、障がい者相談支援センターの相談支援利用者数（延人数）は5,000～7,000人台、「あすく」の相談件数は2,000～5,000件台の利用で推移しています。

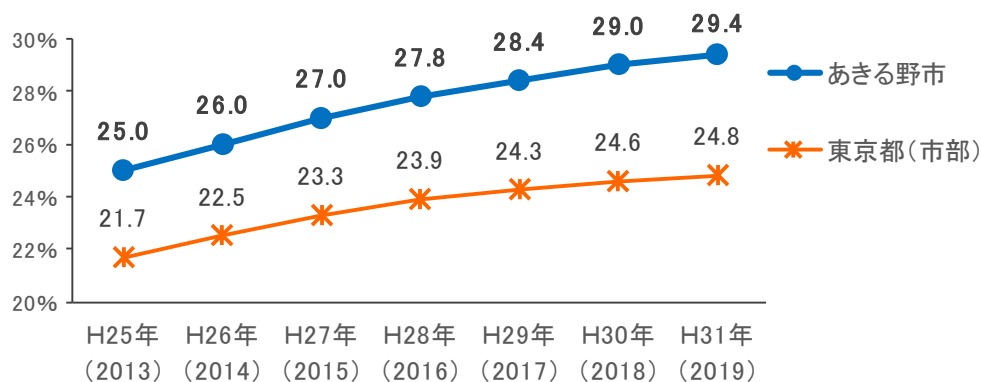
(3) 高齢者を取り巻く動向

高齢者人口／前期高齢者数（65～74 歳）・後期高齢者数（75 歳以上）



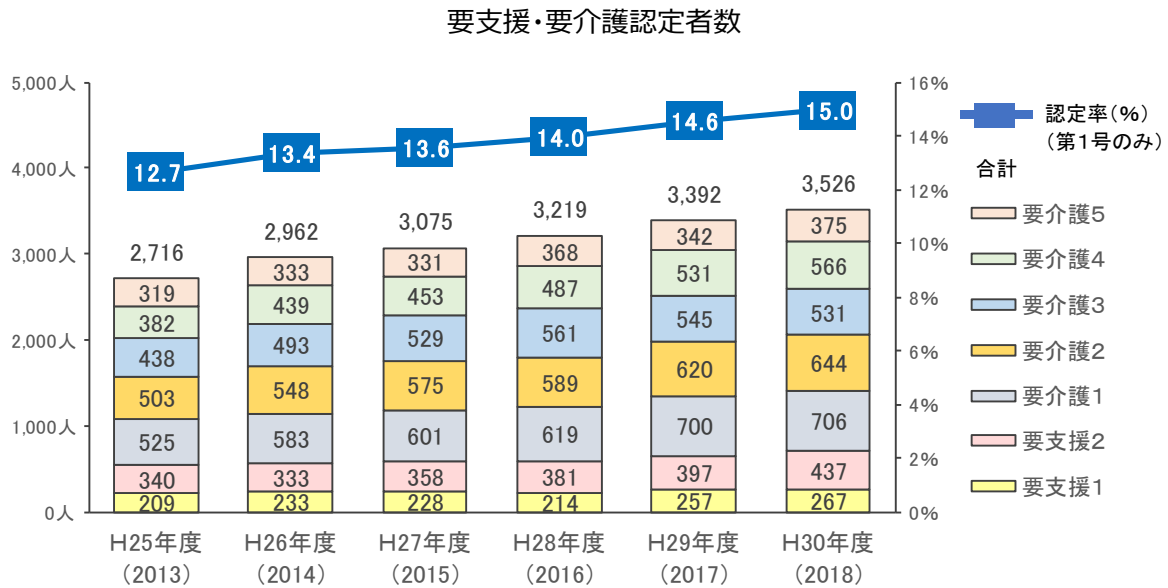
※各年4月1日現在、外国人を含む

高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）

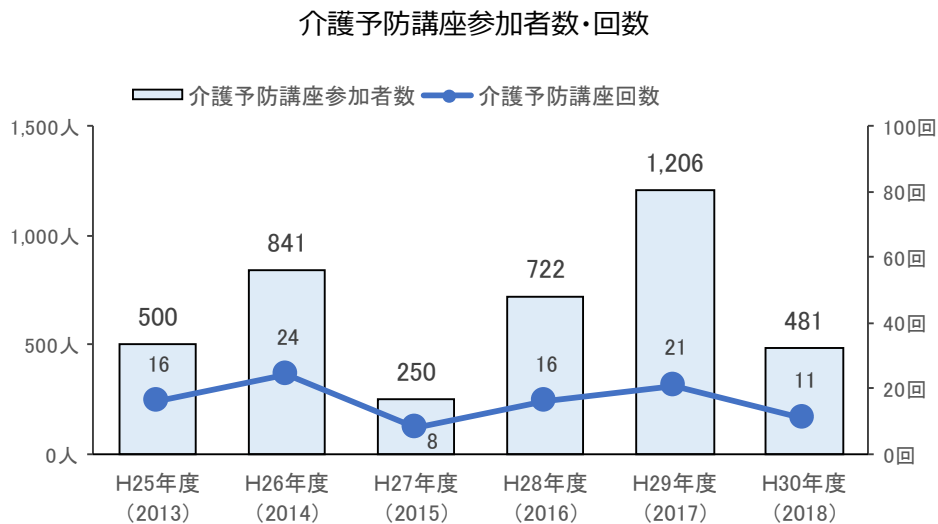


※各年1月1日現在、出典：あきる野統計、東京都統計

- 65 歳以上人口の増加が続くとともに、高齢化率も上昇の傾向にあり、平成 31 年の高齢者人口は 23,816 人、高齢化率は 29.4%です。6 年前の平成 25 年に比べて 3,054 人の増加がみられます。
- 平成 30 年には 75 歳以上の後期高齢者人口が 65～74 歳の前期高齢者人口を上回りました。今後も、後期高齢者の増加は続く推計となっています。
- 平成 31 年の高齢化率は、東京都（市部）に比べて 4.6 ポイント高い状況にあります。



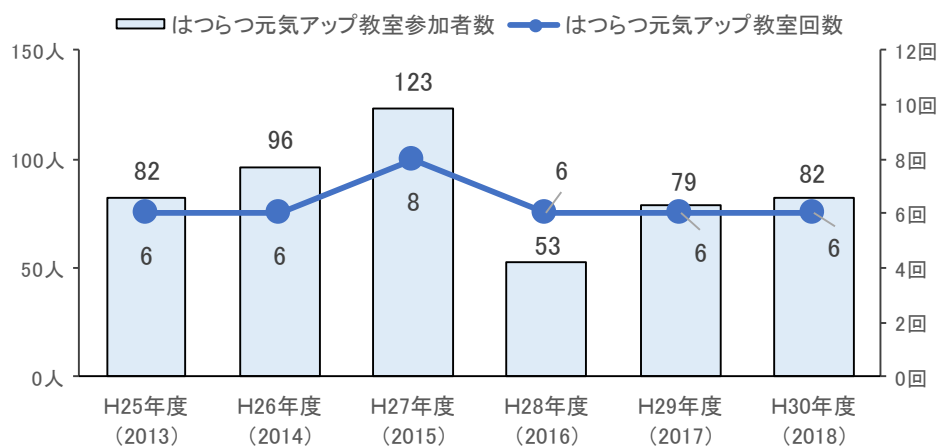
※各年年度末、出典：各年事務報告書



※各年年度末、出典：各年事務報告書

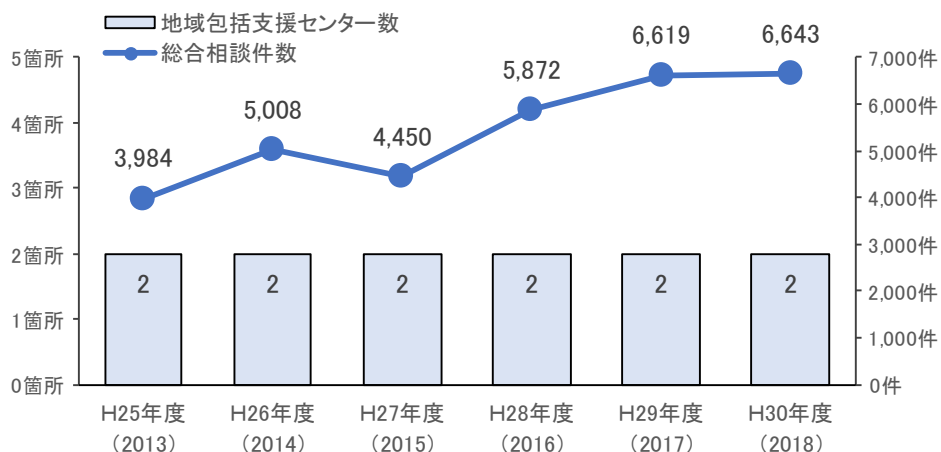
- 介護保険サービスを利用するために必要な要支援・要介護認定者数も増加しており、平成30年度末の認定者数は3,526人、認定率は15.0%となっています。
- 介護予防講座では、身近な地域で無理なく介護予防に取り組めるよう、町内会・自治会や高齢者クラブなどからの依頼により、介護保険制度や介護予防などをテーマにした講座を実施しています。年間10～20件前後の依頼があり、過去6年間に於いて最も多い年度は1,200人を超える参加者があります。

はつらつ元気アップ教室参加者数・回数



※各年度末、出典：各年事務報告書

地域包括支援センター箇所数・総合相談件数

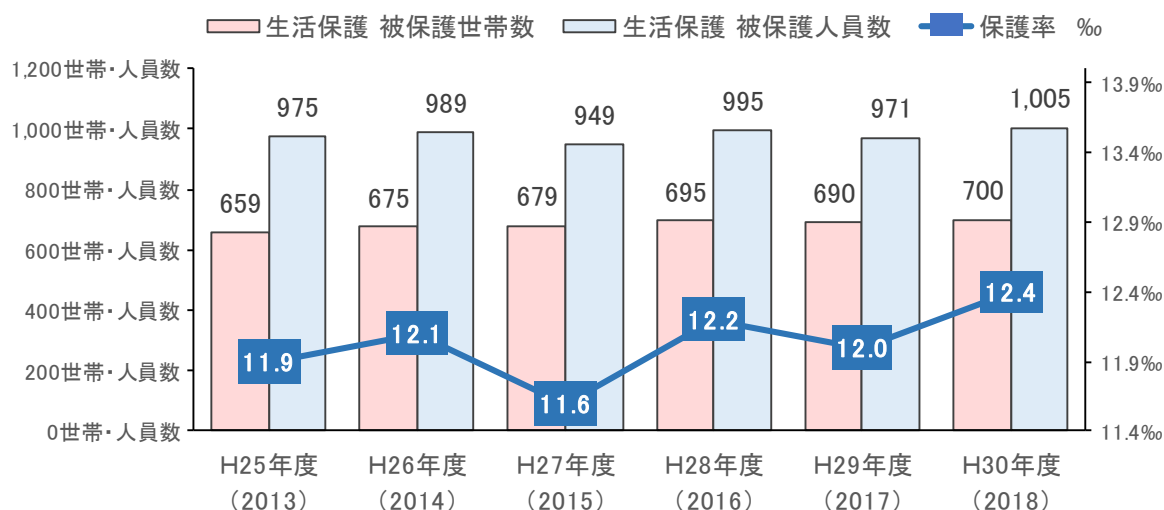


※各年度末、出典：各年事務報告書

- はつらつ元気アップ教室は、心身機能の向上を図り、高齢者がいつまでも健康で生き生きと過ごせるように、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの日常生活に役立つ講話や自宅でできる体操などを実施しています。年6回開催しており、毎年80人前後の参加者があります。
- 市内には高齢者やその家族の相談に応じる地域包括支援センターが2か所設置（平成31年4月から3か所）されていますが、相談件数も6,000件を超える状況にあります。

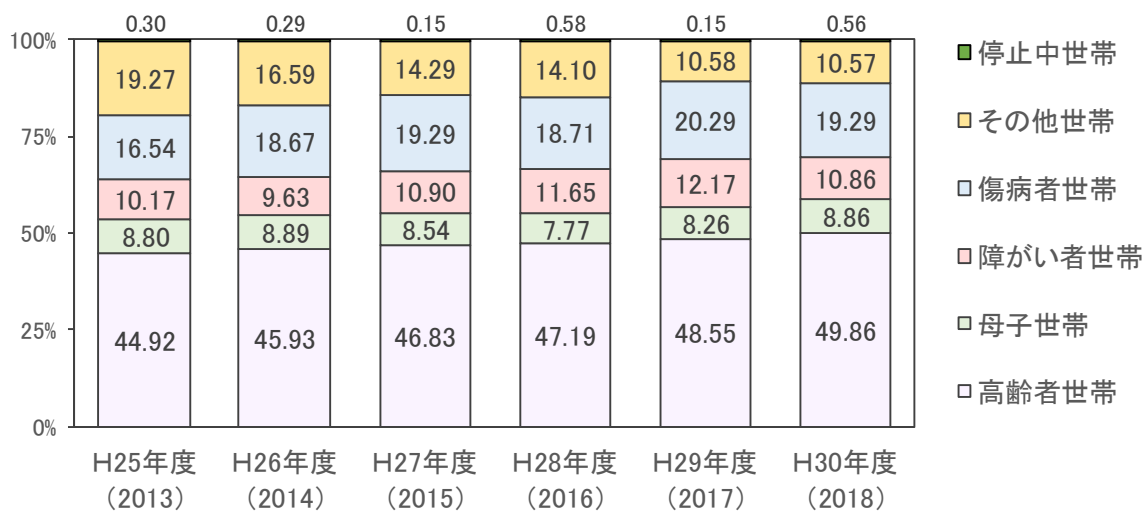
(4) 生活困窮者を取り巻く動向

生活保護 被保護世帯数・被保護人員数・保護率



※各年年度末、出典：各年事務報告書

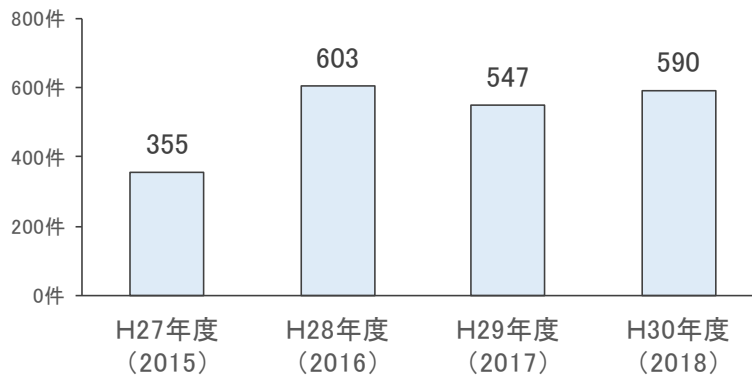
生活保護 被保護世帯構成比



※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 生活保護の被保護世帯数は、平成30年度において700世帯、保護率は12.4%（パーミル）※です。
- 世帯構成比の内訳をみると、高齢者世帯の増加がみられます。

生活困窮者自立支援事業相談件数（初回相談＋継続相談）



※各年年度末、出典：各年事務報告書

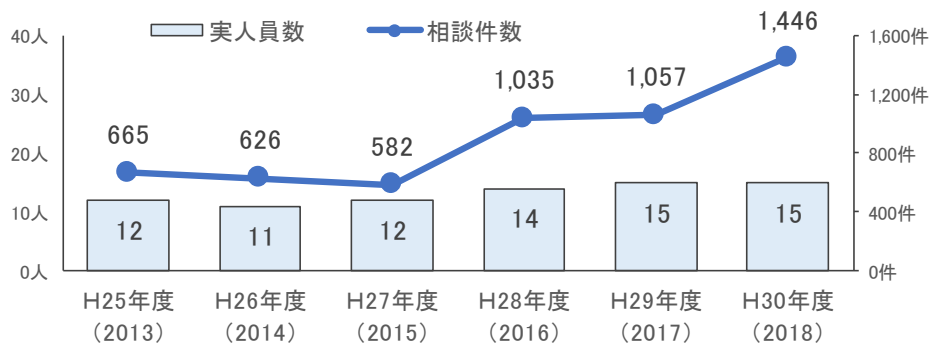
- 生活困窮者自立支援事業は平成 27 年 4 月から始まり、生活保護に至る前の方の生活全般にわたる困りごとなどの相談などを行っています。生活の困りごとや不安に対応・支援する自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業（平成 28 年 4 月開始）なども実施しています。
- 生活困窮者自立支援事業の相談件数は、500～600 件台で推移する状況が続いています。

生活保護のしおり



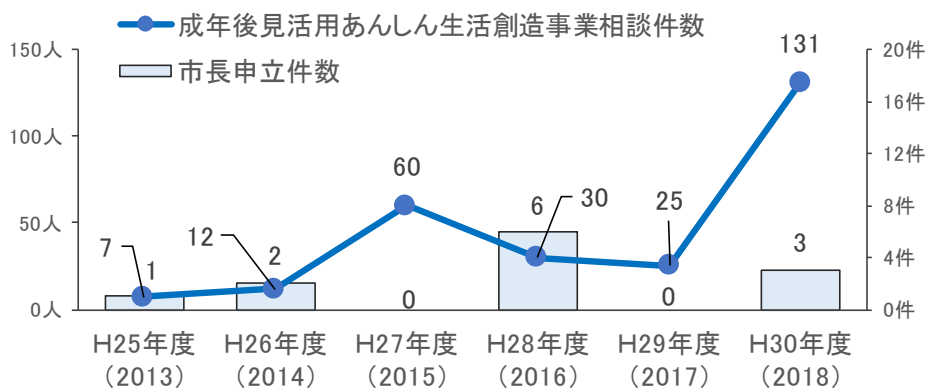
(5) 権利擁護を取り巻く動向

地域福祉権利擁護事業の相談件数・実人員数



※各年年度末

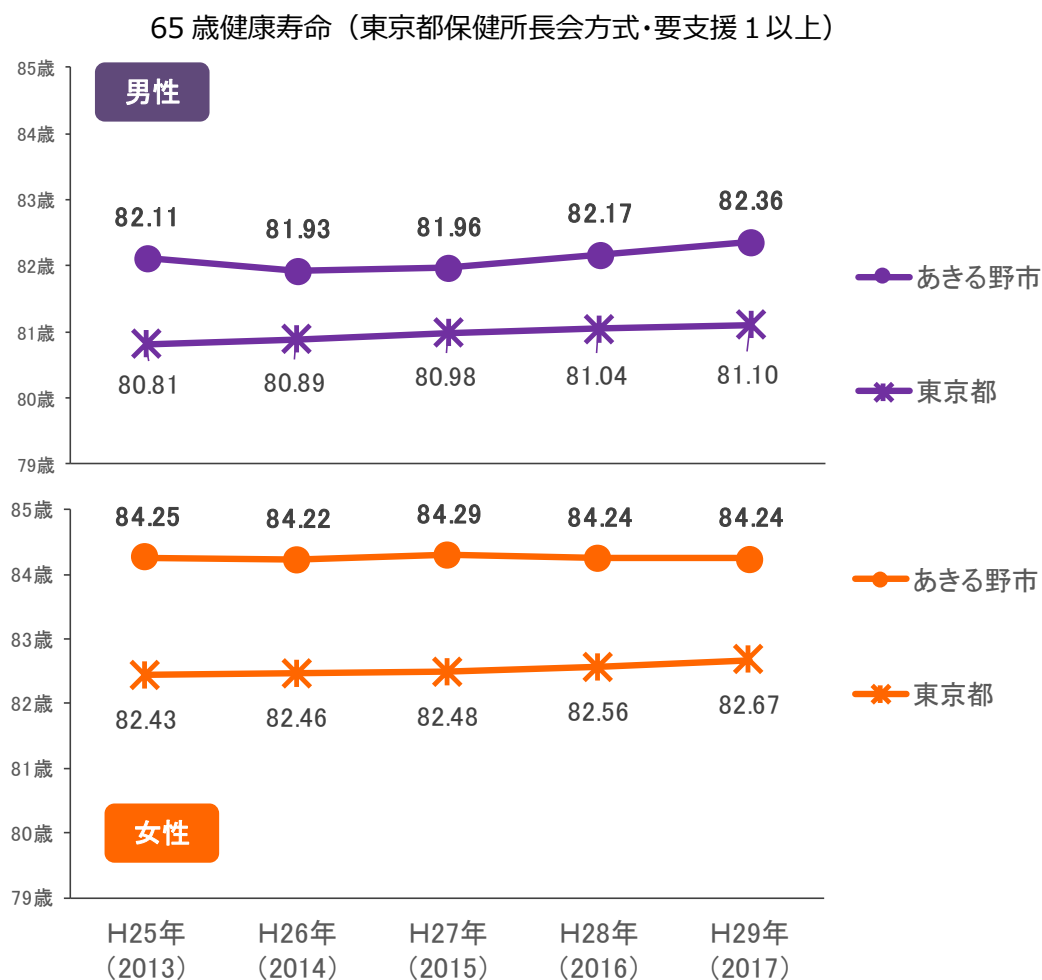
成年後見活用あんしん生活創造事業相談件数・市長申立件数



※各年年度末

- 社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業では、加齢による物忘れや障がいにより判断能力に不安のある方の日常的な福祉サービスの相談や生活費程度の金銭、通帳の管理と支払い支援などを実施しています。相談件数は増加しており、平成30年度は1,446件となっています。
- 判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう支援する、成年後見活用あんしん生活創造事業相談件数は、平成30年度において131件と大幅に増加しました。また、市長申立を利用している人もいます。

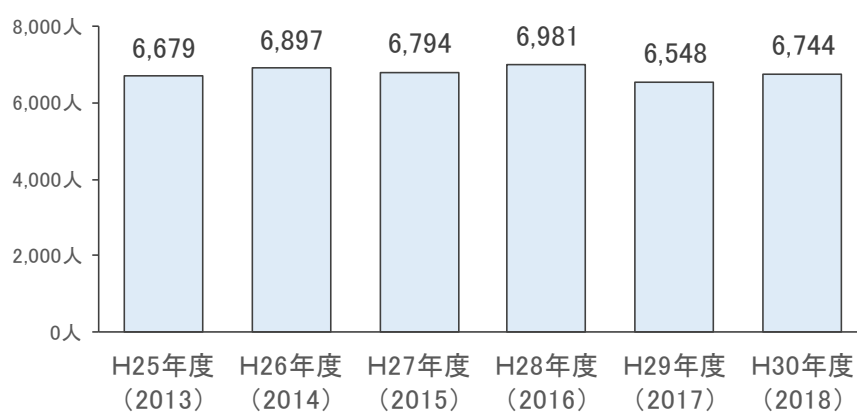
(6) 市民の健康づくりを取り巻く動向



※出典：あきる野統計、「保健医療福祉データ集」（西多摩保健所）

- 65 歳健康寿命は、65 歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すもので、東京都が介護保険の要介護度を用いて、要支援 1 以上と要介護 2 以上を障害とした場合の 2 パターンを算出しています。
- あきる野市の 65 歳健康寿命（要支援 1 以上）は、平成 29 年において女性 84.24 歳、男性 82.36 歳であり、どちらも東京都を上回りました。

地域イキイキ元気づくり事業 一般参加者数



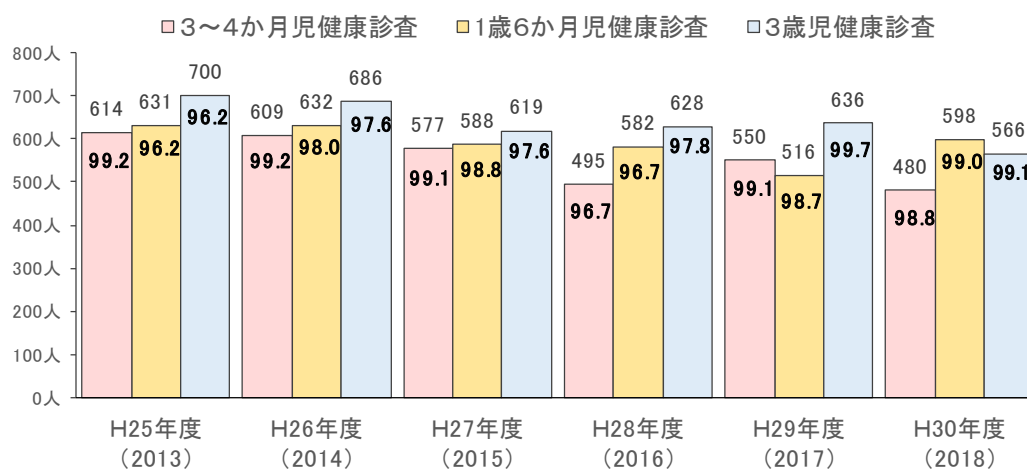
※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 地域イキイキ元気づくり事業は、年齢を問わず誰もが参加できる健康づくり事業として、健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員、民生委員・児童委員などの協力を得て開催しています。
- 毎年 6,500 人を超える人が参加する状況が続いています。

地域イキイキ元気づくり事業

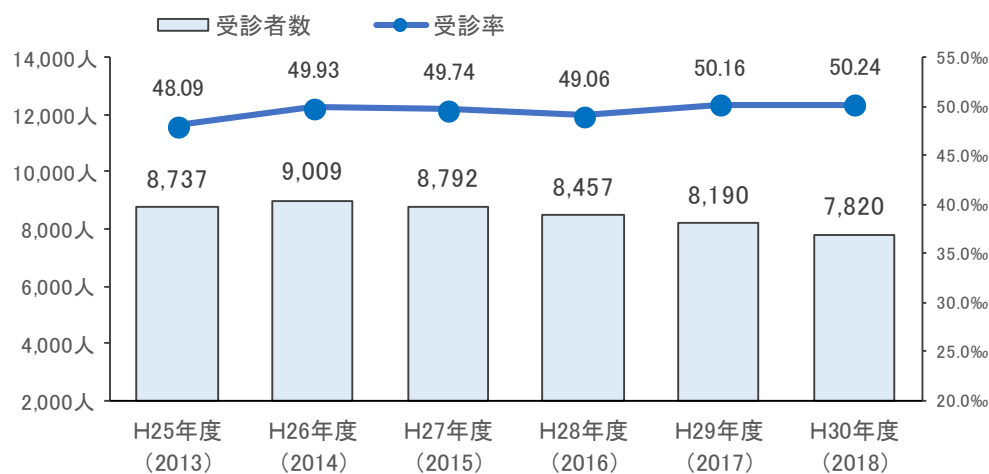


乳幼児健康診査受診状況



※各年年度末、出典：各年事務報告書、太字は受診率（%）

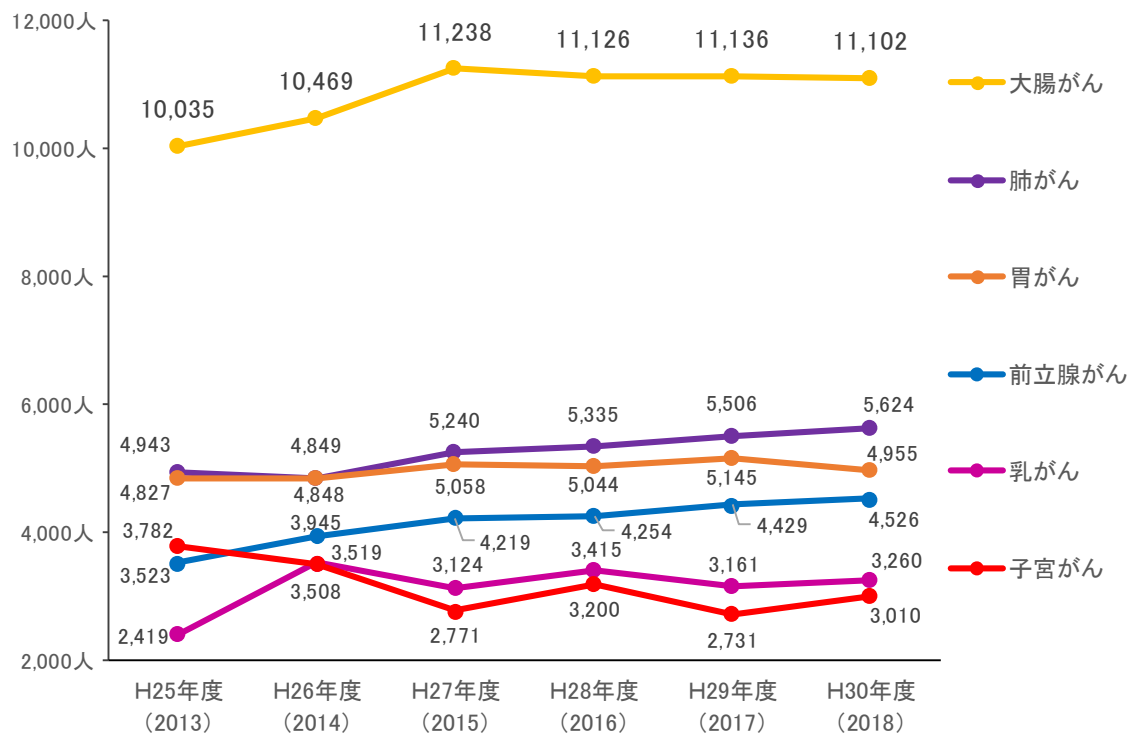
特定健康診査受診状況



※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 乳幼児の健康保持及び増進を図る乳幼児健診は、95%以上の受診率で実施されています。
- 特定健康診査※は、本市では40歳から74歳までの国民健康保険に加入されている方を対象に実施しています。国民健康保険加入者の減少に伴い受診者数の減少が続いているものの、受診率は上昇しています。

がん検診受診状況



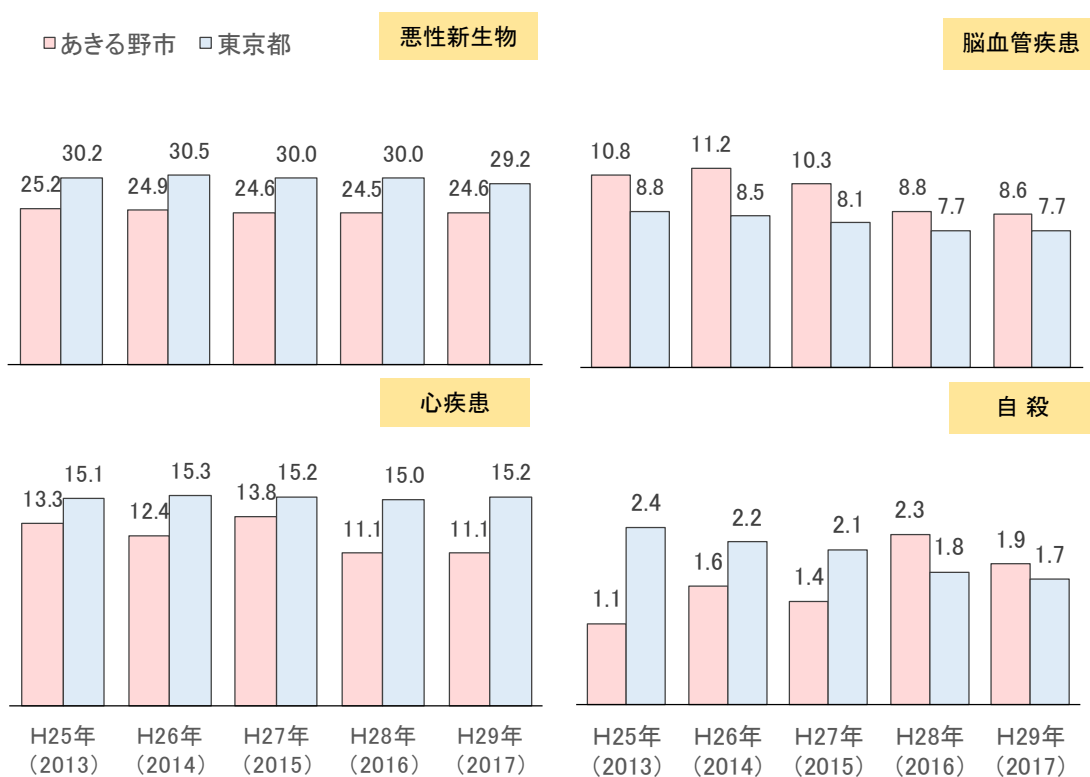
※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 大腸がん検診は最も受診者数が多く、11,000 人前後を推移し、胃がんは 5,000 人前後、乳がんは 3,000 人台、子宮がんは 3,000 人前後の受診状況となっています。これらに大きな増減はありません。その一方で、前立腺がん、肺がんは受診者の増加がみられます。

がん検診の受診案内



死亡者に占める死因の割合

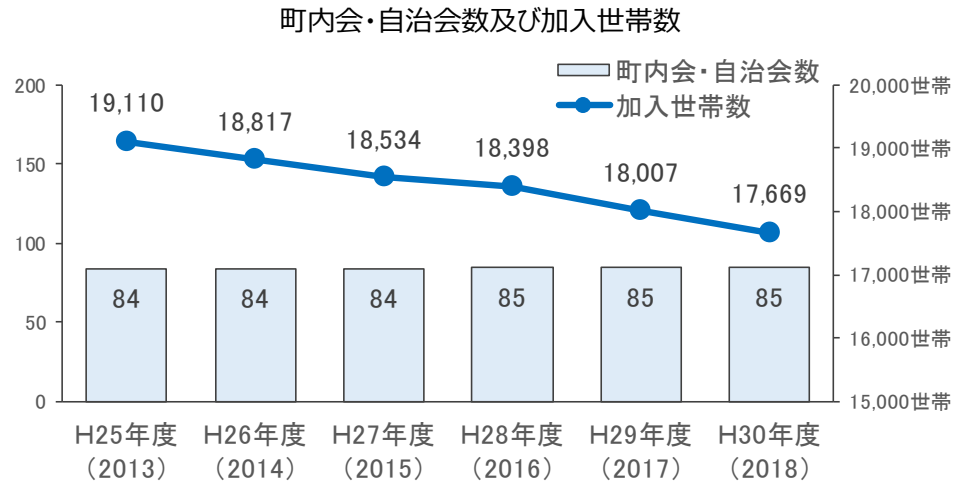


※出典：各年事務報告書、「保健医療福祉データ集」（西多摩保健所）

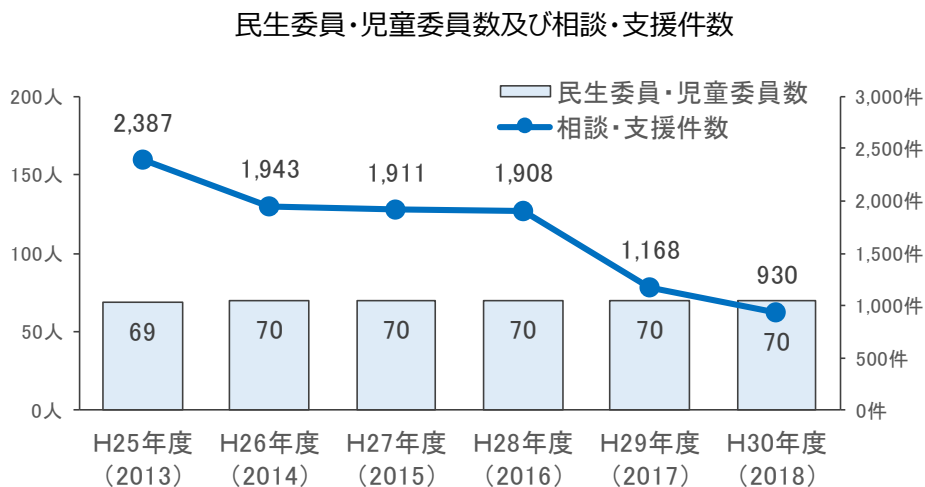
- 悪性新生物、脳血管疾患、心疾患、自殺の4つの死因について死亡者における割合と東京都との比較をしたものが上図です。
- あきる野市の死亡者に占める割合が最も高いのは悪性新生物、次いで心疾患、脳血管疾患となっています。
- 推移をみると、悪性新生物は横ばい、心疾患と脳血管疾患は減少しています。また、悪性新生物と心疾患は東京都と比べて低い割合となっていますが、脳血管疾患は東京都より高くなっています。
- 本計画でとりあげるべき課題の一つである自殺については、年によるばらつきがみられます。平成29年においてはあきる野市は1.9%、東京都に比べて高くなっています。

3 地域福祉推進にかかる関係者・機関・団体の状況

(1) 関係者・機関・団体など



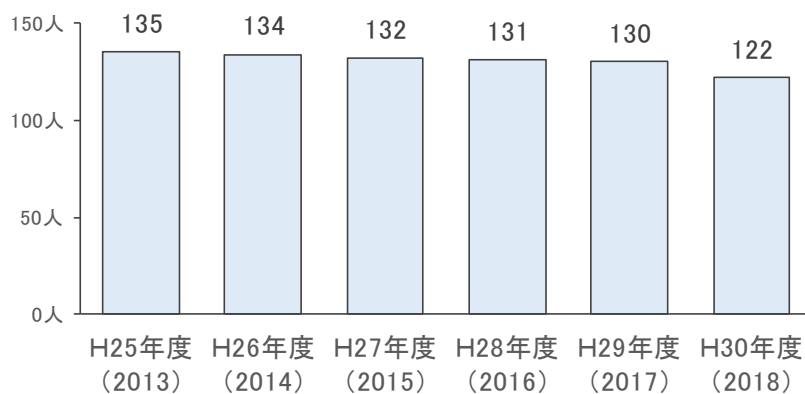
※各年4月1日現在、出典：各年事務報告書



※各年年度末、出典：各年事務報告書

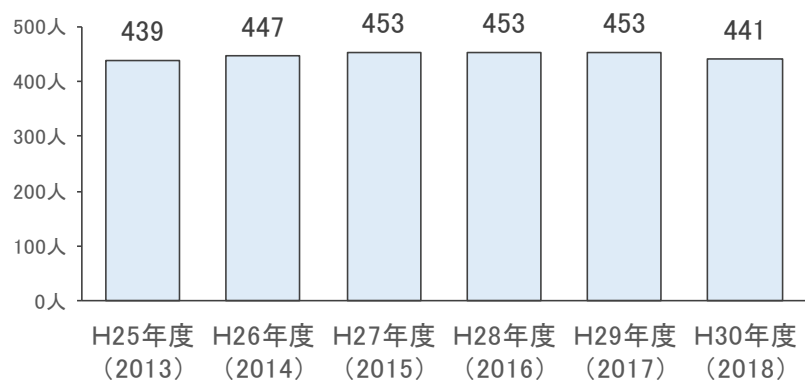
- 町内会・自治会数は、平成30年度においては85となっています。町内会・自治会数に大きな増減はありませんが、加入世帯数は減少が続いています。
- 民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして社会福祉の増進を図るため、それぞれの担当区域で調査・相談・指導・助言などの援助活動に当たるほか、関係行政機関などへの連絡、協力活動を行っています。平成30年度は、70人（定数）が厚生労働大臣より委嘱され、地域で相談などの活動を展開しています。

健康づくり市民推進委員数



※各年4月1日現在

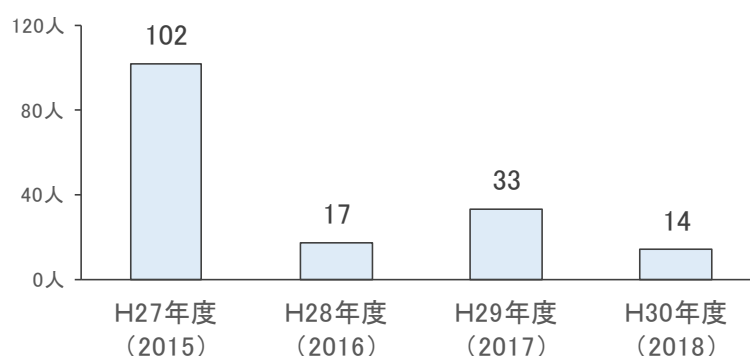
ふれあい福祉委員数



※各年年度末、出典：あきる野市社会福祉協議会資料

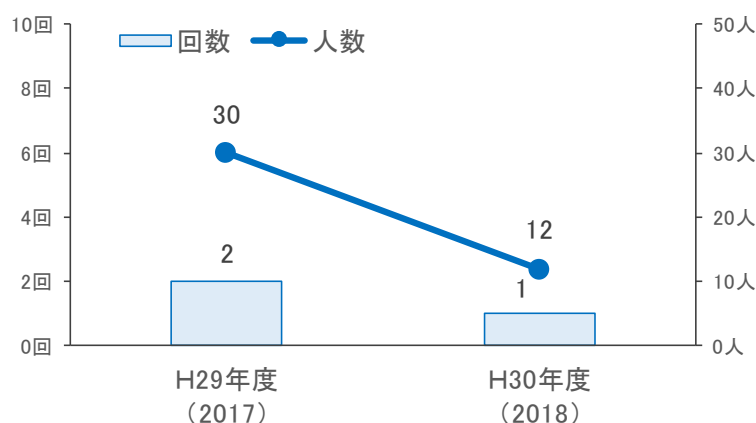
- 健康づくり市民推進委員は各町内会・自治会から推薦され、平成30年度は122人が市民の皆さんに身近な健康づくりを進めています。
- ふれあい福祉委員は各町内会・自治会から推薦され、あきる野市社会福祉協議会会長が委嘱し、子どもや障がい者、地域の高齢者へのふれあい活動を支援し、市民が安心して暮らせるための声かけや見守り活動を進めています。平成30年度は441人の委員が市内6地区でふれあい福祉委員会を組織し、地域福祉活動を推進しています。

地域子ども育成リーダー認定者数



※各年年度末、出典：各年事務報告書

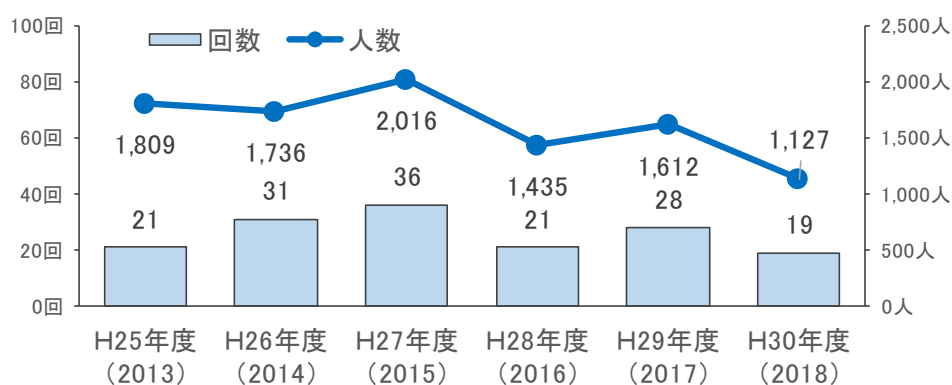
介護予防リーダー育成事業実施回数・養成者数



※各年年度末、出典：各年事務報告書

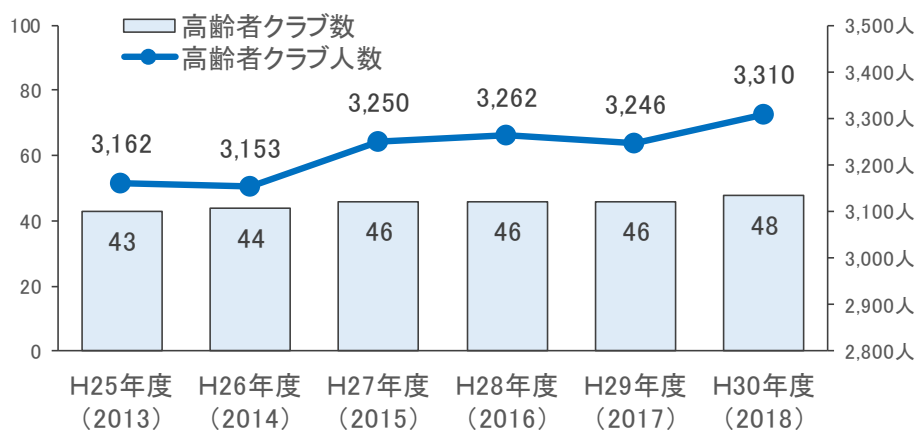
- 本市が主催する研修を修了した人を地域子ども育成リーダーとして認定しています。長年の経験、知識、技術を生かした、子どもの学習、スポーツ、文化活動、郷土芸能などの指導・活動支援や、地域での子どもの見守りなどについて活動しています。平成 27～平成 30 年度において、合計して 166 人が認定されています。
- 介護予防リーダーとは、地域で高齢者が集う場所をつくり、介護予防につながる体操などを高齢者の方と一緒に地域へ広めていくボランティアのことです。平成 29～平成 30 年度において、合計して 42 人がリーダーとして育成されました。

認知症サポーター養成講座実施回数・養成者数



※各年年度末、出典：各年事務報告書

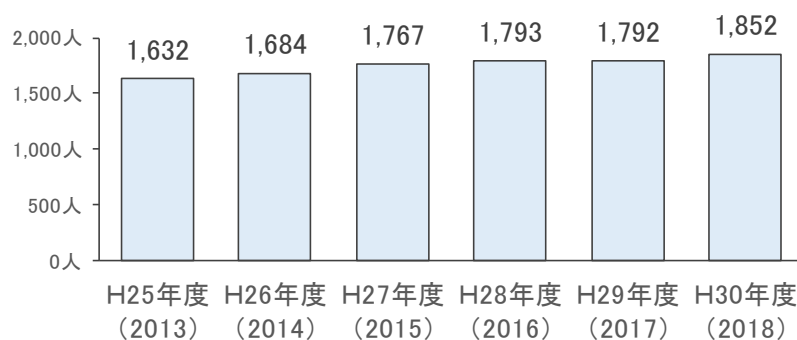
高齢者クラブ数・高齢者クラブ人数



※各年年度末、出典：各年事務報告書

- 認知症サポーター養成講座を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するのが認知症サポーターです。毎年 1,000 人以上が認知症サポーター養成講座を受講し、着実な増加がみられます。
- 高齢者クラブでは、生きがいをもって安心して暮らしていけるよう、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進める活動をしています。平成 30 年度時点では、市内に 48 クラブがあり 3,310 人が活動しています。

ボランティア・市民活動センター登録者数



※各年年度末

- あきる野市社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動センターを設置し、様々なボランティア団体への登録や活動への支援を行っています。
平成30年度の登録者数は1,852人であり、登録者数は増加が続いています。

あきる野ボランティア・市民活動センター

「ともに支えあい 笑顔のまち あきる野」をめざし、ボランティアや市民活動に多くの方々が自発的に参加できるよう支援する活動を展開しています。

ボランティア・市民活動団体の登録・活動支援、ボランティア情報誌などによる情報収集・情報発信、ボランティアに関する各種講座等の実施、ボランティア保険、また地域福祉の拠点としてボランティアに関する相談支援のほか、事業の企画・実施などを担っています。

あきる野ボランティア・市民活動センター

所在地：〒197-0812

東京都あきる野市平沢 175 番地 4

秋川ふれあいセンター内

電話：042-595-9033

(2) 地域における福祉の相談機関

あきる野市役所五日市出張所

「市民総合窓口係」

- 五日市 411
- 042-558-1111 (内線 2491)
- 月～金 (祝日・年末年始除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

五日市はつらつセンター

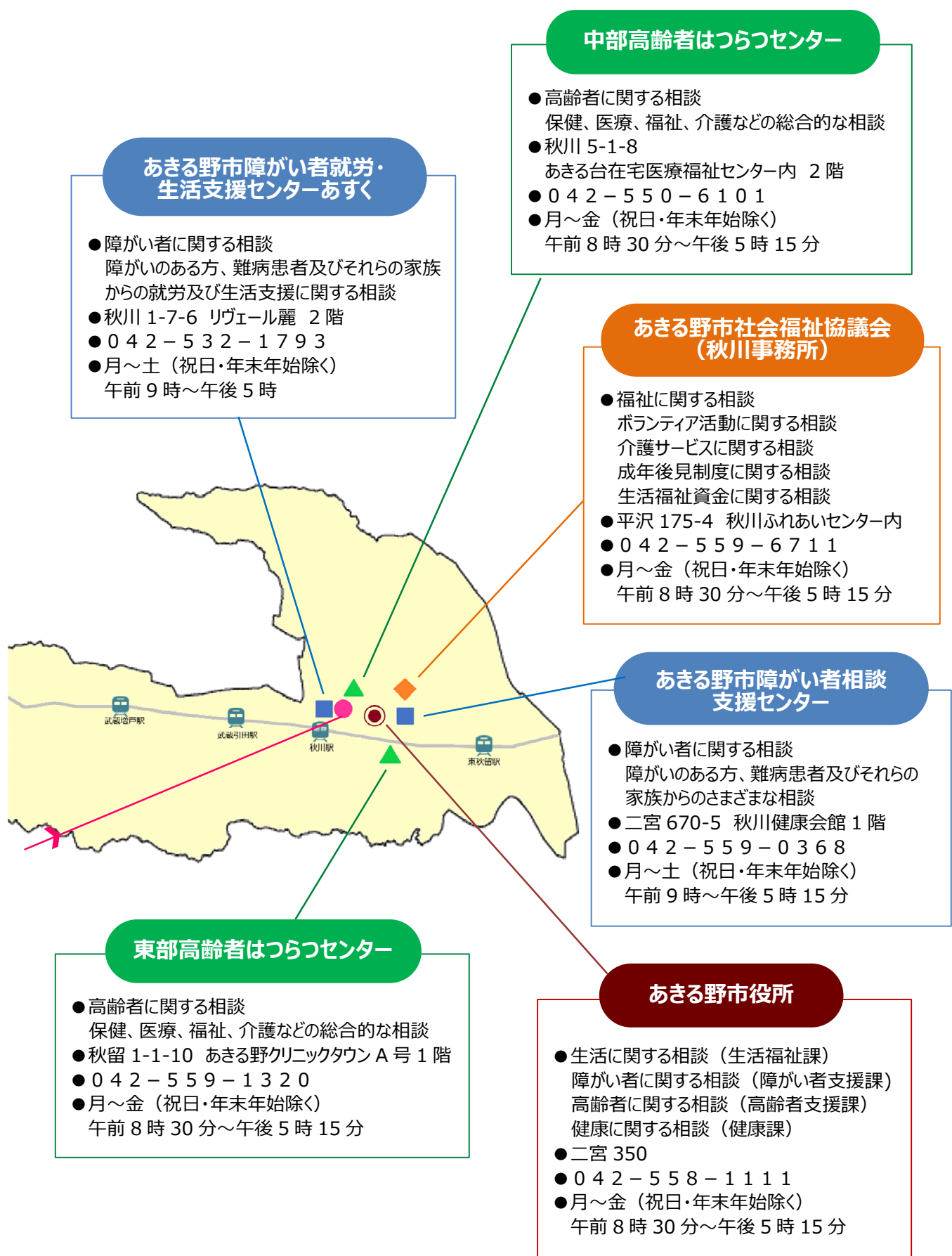
- 高齢者に関する相談
保健、医療、福祉、介護などの総合的な相談
- 五日市 411 五日市出張所内 1 階
- 042-569-8108
- 月～金 (祝日・年末年始除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

あきる野市社会福祉協議会 (五日市事務所)

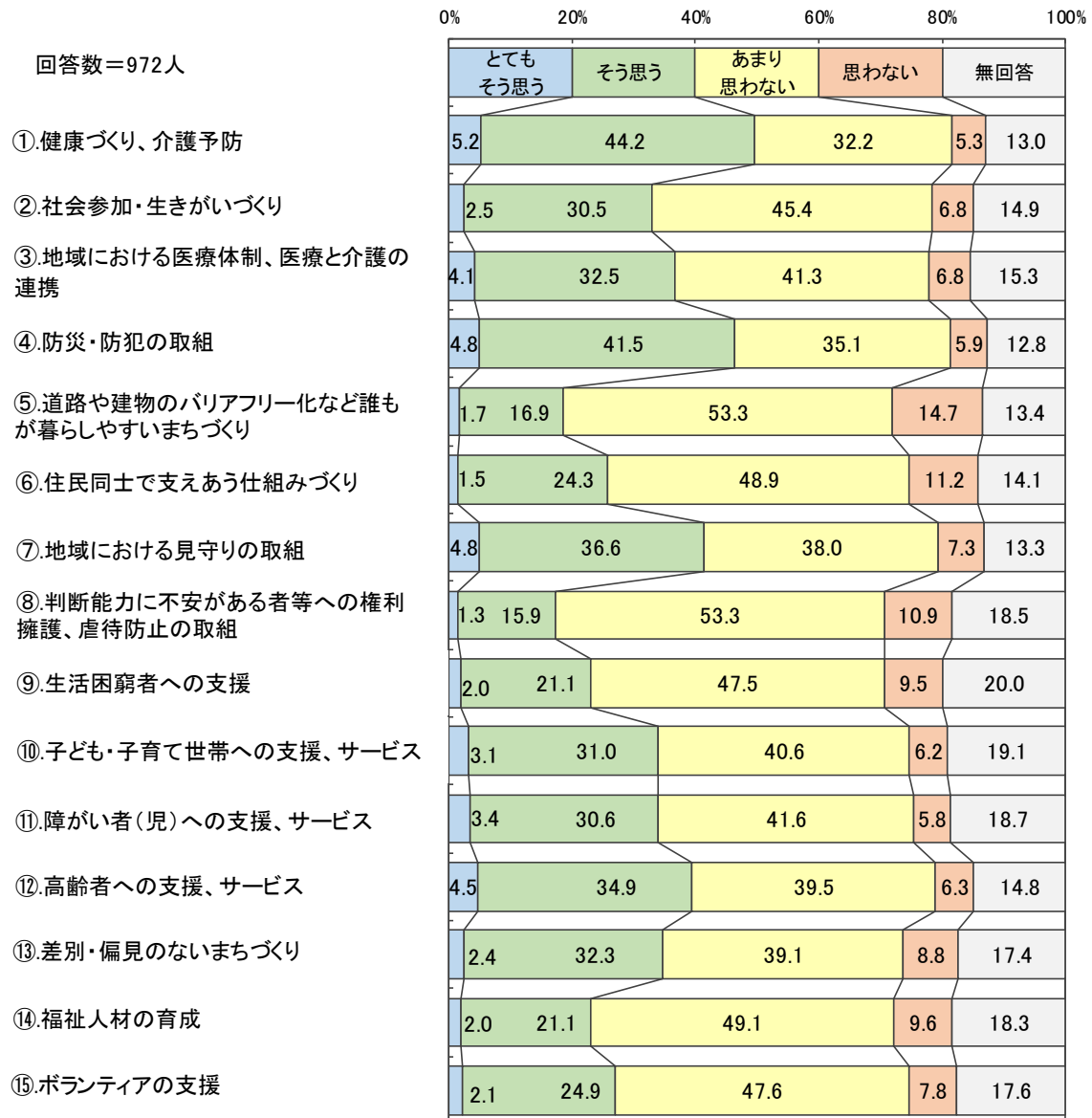
- 福祉に関する相談
ボランティア活動に関する相談
介護サービスに関する相談
成年後見制度に関する相談
- 五日市 411 五日市出張所内 1 階
- 042-595-0818
- 月～金 (祝日・年末年始除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

子育てステーションこころの

- 子育てに関する相談
「子育て支援総合窓口」042-550-3355
子育てに関するサービスの選択、情報提供
「母子保健担当窓口」042-550-3340
母子健康手帳の交付、妊婦面接、妊婦訪問、その他母子に関する相談
「子ども家庭支援センター」042-550-3313
18 歳未満のお子さんやご家庭に関する相談、ひとり親家庭及び女性のさまざまな相談
- 秋川 1-8 あきる野ルピア 2 階
- 月～土 (第 2 水曜日・祝日・年末年始除く)
- 午前 10 時～午後 6 時 30 分 (子ども家庭支援センターは、電話受付のみ 8 時 30 分から)



4 アンケート調査からみる施策の評価



※出典：「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査 報告書」（令和2年3月発行）

- 令和元年5月に実施した「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査」では、上記グラフ①～⑮について本市の施策は進んで（充実して）いると思うかを尋ねました。
- 本市の施策は進んで（充実して）いるかについて、『そう思う（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）』割合が最も高い項目は、①健康づくり、

介護予防 49.4%、次いで④防災・防犯の取組 46.3%となっています。これらは、『そう思う』が『そう思わない（「あまり思わない」と「思わない」の合計）』を上回っています。

- 一方、『そう思わない』割合が最も高い項目は、⑤道路や建物のバリアフリー※化など誰もが暮らしやすいまちづくり 68.0%、次いで⑧判断能力に不安がある者などへの権利擁護、虐待防止の取組 64.2%、⑥住民同士で支えあう仕組みづくり 60.1%、⑭福祉人材の育成 58.7%、⑨生活困窮者への支援 57.0%、⑮ボランティアの支援 55.4%、②社会参加・生きがいつくり 52.2%でした。

あきる野市地域保健福祉計画策定のための アンケート調査

「あきる野市地域保健福祉計画」を策定するに当たり、市民の皆さまにご意見をいただき、計画策定の基礎資料として使わせていただくために、調査を実施しました。



調査結果は、「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書」（令和2年3月）としてまとめられています。

◆実施概要

実施期間：令和元年5月30日～6月12日

対象者：平成31年4月1日現在

あきる野市在住の20歳以上の方

対象数：無作為抽出による2,000人（a）

調査方法：郵送配付・郵送回収、礼状形式の督促1回、無記名

回収数：972票（b）

回収率：48.6%（ $b/a \times 100$ ）



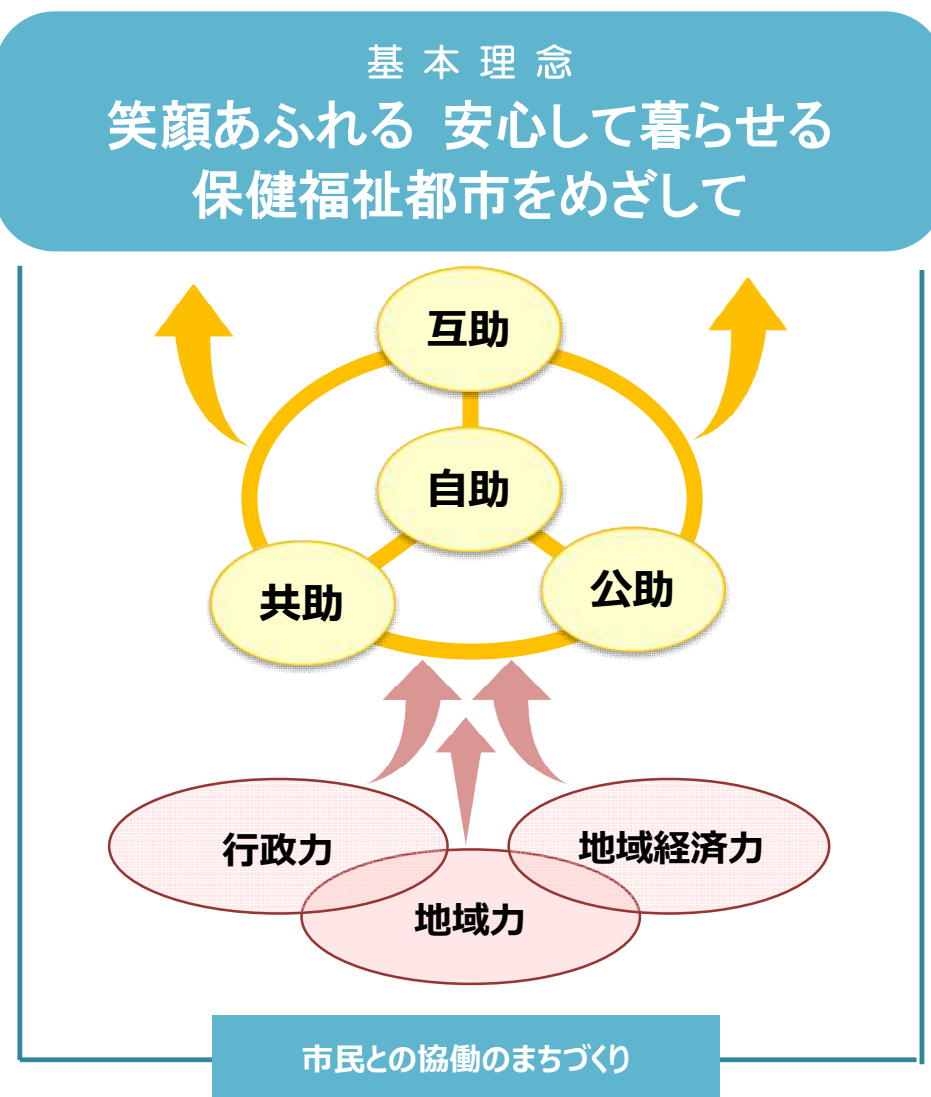
第3章

基本理念・基本目標及び重点施策

1 基本理念

本計画における基本理念は、これまでの本市の地域保健福祉計画と同様に、全ての市民が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし、いきいきと活動していけるよう「笑顔あふれる 安心して暮らせる 保健福祉都市」をめざします。

この実現に向け、本市の行政力・地域力・地域経済力を駆使し、自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進します。



- 自助（個人）：自らの力で自分で自分を助けること、自発的に自身の生活課題を解決する
 互助（近隣）：個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を解決し合う
 共助（保険）：医療、年金、介護保険、社会保険制度などの制度化された相互扶助
 公助（行政）：上記では対応できないこと（困窮など）に対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度

2 基本目標及び重点施策

(1) 基本目標

本計画では、基本理念である「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」の実現に向けて、4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 安全・安心に住み続けられる環境づくり

健康づくり、生きがいづくり、保健・医療体制及び防災・防犯対策を通じた地域のつながりの強化、ユニバーサルデザイン※によるまちづくりなど、住み慣れた地域で、誰もが安全・安心に住み続けられるよう、環境づくりを進めます。

基本目標 2 お互いに支え合い、助け合う地域づくり

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人や機関などの地域資源の連携を推進し、お互いに地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを進めます。

基本目標 3 地域の暮らしを支える体制づくり

安心して地域で生活できるよう、包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、支援などが必要になっても、地域において誰もがその人らしく暮らせるよう、保健福祉サービスの確保・整備に努めます。

基本目標 4 地域福祉を推進する人づくり

福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉の担い手となる人材を育成する支援を行います。

(2) 重点施策

基本目標 1 安全・安心に住み続けられる環境づくり



重点施策：健康づくり・生きがいつくりの充実

住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすことができるよう、健康寿命の延伸、社会参加や生きがいつくりなどを推進します。

基本目標 2 お互いに支え合い、助け合う地域づくり



重点施策：地域力の強化

市民や関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働して支え合い、助け合いができる地域づくりを推進します。

基本目標 3 地域の暮らしを支える体制づくり



重点施策：包括的な相談支援体制の充実

安心して暮らし続けることができるよう、複雑・多様化した生活課題に包括的に対応できる相談支援体制をつくれます。

基本目標 4 地域福祉を推進する人づくり



重点施策：人材育成の推進

サービス提供や支援を行う担い手の育成と支援とともに、地域福祉を推進するボランティアの育成と支援を行います。

3 計画の体系

基本理念

笑顔あふれる 安心して暮らせる
保健福祉都市をめざして

基本目標

基本目標 1

安全・安心に
住み続けられる
環境づくり

施策

重点施策

(1) 健康づくり・生きがいづくりの充実

(2) 医療と介護の提供体制の充実

(3) 防災・防犯体制の充実

(4) 人にやさしいまちづくり

基本目標 2

お互いに支え合い、
助け合う地域づくり

重点施策

(1) 地域力の強化

(2) 見守り体制の充実

基本目標 3

地域の暮らしを支える
体制づくり

重点施策

(1) 包括的な相談支援体制の充実

(2) 適切なサービスを提供できる体制づくり

基本目標 4

地域福祉を推進する
人づくり

(1) 地域保健福祉の意識向上

重点施策

(2) 人材育成の推進

子：あきる野市子ども・子育て支援総合計画

障：あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）

高：あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

健：あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」

自：あきる野市自殺対策推進計画

共：あきる野市男女共同参画計画「あきる野男女共同参画プラン」

防：あきる野市地域防災計画

都：あきる野市都市計画マスタープラン

教：あきる野市教育基本計画

特：あきる野市特別支援教育推進計画

生：あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」

ス：あきる野市スポーツ推進計画

活：あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

施策の展開

関連計画

① 健康寿命を延ばす健康づくり・介護予防の推進

高 健

② 社会参加・生きがいつくりの推進

障 高 健 生 ス

① 地域における医療体制の充実

健

② 医療と介護の連携の推進

障 高

① 防災・防犯対策を通じた地域のつながりの強化

子 防

① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

都

① 地域が主体の活動の推進

高 防 活

② 支え合う地域づくりの推進

子 障 高 防 生 活

① 見守りネットワークの充実

子 高 健 防 活

② 虐待防止、早期発見のための見守り活動と連携の強化

子 障 高 健 活

① 複合的な課題に対応できる相談支援体制の確立

子 障 健 自

② 個別の課題に対応できる相談機能の強化

子 障 高 健 共

① 保健福祉サービスの提供体制の強化

子 障 高 健

① 福祉教育と情報発信の推進

教 特 活

① 担い手の育成と支援

子 障 高 健 自 活

② ボランティアの育成と支援

高 健 活



第4章

施策の展開

基本目標 1**安全・安心に住み続けられる環境づくり****現状と課題**

65歳の方が介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる寿命のことを「65歳健康寿命」といいます。あきる野市では東京都平均より「65歳健康寿命」が長い状況にあります。また、悪性新生物や心疾患で死亡する人の割合は東京都平均に比べて低い一方で、脳血管性疾患の死亡割合は高くなっていることもわかりました。今後、高齢化が進行する中で、要支援・要介護認定者も増加傾向にあることから、これまで以上に健康づくりや介護予防の充実を図り、「65歳健康寿命」の延伸を進めるための取組が必要です。

また、令和元年5月に実施した「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）においては、今後充実してほしいことの第一位に「地域における医療体制、医療と介護の連携」があげられました。安心して住み続けられる地域包括ケアシステムの構築には、在宅医療・介護の連携推進が不可欠であり、介護を必要とする割合が高い後期高齢者が増加することを踏まえると、医療体制や医療と介護の連携の充実が喫緊の課題といえます。

アンケート調査の結果、災害時の避難の可否は、「できないが、支援してくれる人（家族や知人等）がいる」11.5%、「わからない」9.1%、「できないし、支援してくれる人（家族や知人等）はいない」2.2%であり、支援が必要な人が一定数いることがわかりました。災害発生時における「自助」「共助」の仕組みを地域でつくること、発災後の対応体制の充実を図る必要があります。

同様に、アンケート調査では、外出しやすいまちづくり、交通手段の確保など、高齢者や障がいのある人、妊婦、子ども連れなどを含めた全ての人々が外出しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを求める声が多くあげられました。同調査では、他の施策に比べてまちづくりについては市民の評価が低く、不便や危険を感じている市民がいる結果となりました。このため、誰もが安心して外出できるまちづくりに向けた継続的な取組も必要です。

(1) 健康づくり・生きがいの充実

重点施策

①健康寿命を延ばす健康づくり・介護予防の推進

取組

- 介護予防を推進するために、介護予防教室（はつらつ元気アップ教室）を開催し、栄養、口腔ケアなどをテーマにした講演などを行います。【高齢者支援課】
- 一人ひとりの口腔ケアに関する知識と関心を深めるため、歯科に関する介護予防講座（シニアのためのビューティーケア）を開催します。【高齢者支援課】
- 誰もが健康を実感しながら暮らすことができるよう、各種健（検）診、健康教育、健康相談、地域イキイキ元気づくり事業、ふれあいウォーク、食育などの様々な健康づくり事業を実施します。【健康課】
- 健康づくり事業や各種健（検）診を周知し、市民が積極的に参加・受診するよう普及啓発を行います。【健康課】

関連計画

- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」

ふれあいウォーク



②社会参加・生きがいつくりの推進

取 組

- 障がい者一人ひとりの意思や状況に応じた社会参加を支援する障がい者就労・生活支援センターの運営を、専門的な機関に委託し実施します。【障がい者支援課】
- 高齢者の社会参加、生きがいつくりを推進するとともに、参加者自身の介護予防につながるよう、介護支援ポイント登録者のボランティア活動状況に応じた交付金を交付します。【高齢者支援課】
- 高齢者の社会参加、生きがいつくりを推進する高齢者クラブの活動に対し、事業費の一部を補助します。【高齢者支援課】
- 誰もが受診しやすい各種健（検）診、参加しやすい健康づくり事業を実施します。【健康課】
- 市民が習得した知識・技術を生かした社会参加や生きがいつくりの推進に向けて、市民解説員活動、I Tボランティア活動の場の拡大と充実を図ります。【生涯学習推進課】
- スポーツ推進委員、体育協会及び総合型地域スポーツクラブと連携を図り、生涯にわたり身近にスポーツを親しむことができるよう、スポーツ活動を支援する環境を整備します。【スポーツ推進課】

関連計画

- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」
- あきる野市スポーツ推進計画

（２）医療と介護の提供体制の充実

①地域における医療体制の充実

取 組

- 地域の医師会などの協力のもと、地域医療の中核機関である阿伎留医療センターとの連携を推進し、市民が安心して暮らせる医療体制の充実に努めます。【健康課】
- 市民が安心できる医療体制の充実を図るために、地区医師会及び歯科医師会などと連携し、休日・準夜初期救急などの情報提供を行います。【健康課】
- 市民が安心して医療機関に相談できるよう、健康教育の場などで、かかりつけ医、かかりつけ歯科医とともに、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことの重要性の周知を行います。【健康課】

関連計画

- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野２１」

公立阿伎留医療センター



②医療と介護の連携の推進

取 組

- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場を設置します。【障がい者支援課】
- 地域包括ケアシステムの構築・推進に向け、在宅医療と介護の連携を支援する医療・介護地域連携支援センターの活動を推進します。【高齢者支援課】
- 認知症の早期発見、医療・介護などの適切な支援へつなげる体制を構築するために、地域包括支援センターに設置の認知症初期集中支援チームによる認知症初期集中支援チーム員会議（チーム医を含める）を定期的に実施します。【高齢者支援課】

関連計画

- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

地域包括ケアシステム

あきる野市では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）をめざしています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築は重要です。



(3) 防災・防犯体制の充実

① 防災・防犯対策を通じた地域のつながりの強化

取 組

- 警察署や学校などの関係機関と子どもの危機に係る情報の共有・連携を図るとともに、子どもの危機管理会議において、その対策について協議します。
【子ども政策課】
- 消防団、防災・安心地域委員会及び町内会・自治会の自主防災組織が実施する防災活動を支援します。【地域防災課】
- 警察署や防犯協会、町内会・自治会などの各種団体と連携し、地域の防犯向上を図ります。また、防災行政無線やメール配信サービスなど様々な手段により、特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう、情報提供の充実を図ります。【地域防災課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市地域防災計画

あきる野市メール配信サービス

本市の様々な情報が発信されるメール配信サービスです。

URL : <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000008713.html>



左のコードをスマートフォンで読み込み、
空メールを送ると利用登録ができます。

(4) 人にやさしいまちづくり

①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

取組

- 福祉のまちづくりに関する条例委任事務について、担当課とともに指導・助言を継続的に行います。【生活福祉課】
- 全ての人が安全で自由に移動できる歩行者空間としての道路機能を整備推進するため、現在の構造令に合わない、又は老朽化した道路施設の補修、整備を進めます。【建設課】
- 都市計画マスタープランにおける福祉のまちづくり方針に基づき、道路や施設のバリアフリー化や身近な公園の整備などに取り組みます。【都市計画課】
- 公共施設を訪れる全ての人々が利用しやすい施設とするため、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づく工事計画策定に取り組みます。【施設を所管する課】

関連計画

- あきる野市都市計画マスタープラン

ユニバーサルデザインのだれでもトイレ（秋川流域病児・病後児保育室ぬくもり）



基本目標 2

お互いに支え合い、助け合う地域づくり

現状と課題

市内には平成 30 年 4 月現在、85 の町内会・自治会があります。近年、組織数そのものに大きな増減はありませんが、加入世帯数は減少傾向にあり、加入率は低下している状況にあります。またアンケート調査においては、ご近所との関係は「さしさわりのないことなら、話せる相手がいる」が 48.1%を占めて最も高く、次いで「道で会えば、あいさつする程度の人ならいる」30.8%、「個人的なことを相談し合える人がある」12.6%となっています。「ほとんど近所付き合いをしない」は 5.9%、「ほとんど顔も知らない」は 2.5%となっています。「個人的なことを相談し合える人がある」などの関係は 1 割強にとどまっています。

一方で、約 8 割の人は困っていることがあれば手助けできると回答しており、「災害時の安否確認の声かけ」「日常的な安否確認の声かけ」などは 5 割以上が手助けできると回答しています。公的サービスなどの充実はもちろん必要ですが、生活課題が複雑化・多様化していることから、人や機関がつながり、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高める必要があります。

また、あきる野市においても子どもや障がい者、高齢者などに対する虐待の相談などが増加しています。増加の背景には、複雑な課題を抱えている家族が増えていることと同時に、多くの人に関心を持ち、虐待などに対する理解が深化したことが考えられます。アンケート調査では、「判断能力に不安がある者等への権利擁護、虐待防止の取組」はあまり進んでいないという意見が 64.2%と高いことが明らかになりました。虐待や権利擁護などについて、今後もより理解を浸透させ、支援策の充実とともに地域での見守りなどを強化していく必要があります。

(1) 地域力の強化

重点施策

①地域が主体の活動の推進

取組

- 生活支援コーディネーター*及び地域ぐるみの支え合い推進協議体により、地域での自主グループの創出を支援します。【高齢者支援課】
- 地域住民の防災活動に参加する意識の向上を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織の活動を支援します。【地域防災課】
- 町内会・自治会が実施する、地域の課題を解決し、住みよいまちづくりを進める事業への補助などを行います。【地域防災課】

関連計画

- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市地域防災計画
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

生活支援コーディネーター

あきる野市では、高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう生活支援・介護予防の体制づくりを進めています。

生活支援コーディネーターは、地域ぐるみの支え合い推進協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。地域の高齢者ニーズを把握し、課題を抽出することやサービスの担い手の養成、地域に不足するサービスを創出する等の活動をしています。

②支え合う地域づくりの推進

取 組

- 社会福祉協議会に対する補助を行い、活動を支援するとともに、社会福祉協議会の活動について情報を共有・提供します。【生活福祉課】
- 子育てを地域で支えるファミリー・サポート・センターの会員登録説明会、提供会員養成講習会を実施します。【子ども家庭支援センター】
- 障がい者が地域社会の一員として参加できる地域づくりを推進するために、障がい者団体へ活動費の一部を補助します。【障がい者支援課】
- 生活支援コーディネーター及び地域ぐるみの支え合い推進協議体の支援により創出された自主グループに対し、補助金交付などの支援を行います。【高齢者支援課】
- 地域住民の防災活動に参加する意識の向上を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織の活動を支援します。【地域防災課】
- 地域づくりを実践している町内会・自治会などが、円滑かつ自立した活動を行うために、町内会・自治会の運営への補助などを行います。【地域防災課】
- 青少年委員と青少年健全育成地区委員会と協働で、健全育成のための事業を実施します。【生涯学習推進課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市地域防災計画
- あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」

● あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

あきる野市社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉法人です。

市民をはじめ、町内会・自治会、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉関係者、行政・保健などの関係機関等の参加・協力のもとに運営される組織であり、「社協（しゃきょう）」の名前で親しまれています。

あきる野市社会福祉協議会では、「ともに支えあい 笑顔のまち あきる野をめざして」を基本理念に、高齢者や障がい者などが地域で孤立することのないように地域の市民の支えあいを広め、あたたかな笑顔あふれる地域社会の実現をめざしています。

.....

事業・活動には、以下のようなものがあります。

住民の自主的な活動を支援する

- ふれあい福祉委員会
- ふれあいサロン
- 夏！体験ボランティア
- ★ 生活支援コーディネーター
- ボランティア・市民活動団体の登録
- 各種福祉・ボランティア講座の実施等

安心して相談できる体制を強化する

- ★ 地域福祉権利擁護事業
- ★ 成年後見制度推進事業
- ★ 生活福祉資金の貸付事業
- ★ 受験生チャレンジ支援貸付事業等

市民との協働を中心に事業を進める

- ふれあい食事サービス
- 福祉理容サービス
- 有償家事援助サービス
- 移送サービス
- ★ 手話通訳者の派遣等

法に基づき、地域と歩む福祉サービスを提供する

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 障害福祉サービス等

★は受託事業（都、市、東社協）

(2) 見守り体制の充実

①見守りネットワークの充実

取 組

- 民生委員・児童委員と民生委員協力員、ふれあい福祉委員やその他の地域の方が、心配な人を発見したときに連携して対応できる体制をつくります。【生活福祉課】
- 子どもたちを見守り、成長を支えるために、地域子ども育成リーダー新規認定研修会を実施し、地域子ども育成リーダーを養成します。【子ども政策課】
- 防災・安心地域委員会、新聞配達、郵便配達、ごみ収集及び乳酸菌飲料配達 of 事業者による高齢者の安否確認を含めた見守りを実施します。【高齢者支援課】
- 緊急通報機器などを活用し、家庭内で緊急事態に陥った高齢者の救援などを行います。【高齢者支援課】
- 保育園、幼稚園、民生委員・児童委員など子どもに関わる機関が情報交換や学習会などを通じて連携できる体制を構築します。【健康課】
- 避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体と連携して災害時の避難行動支援体制づくりに取り組みます。【地域防災課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市地域防災計画
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

②虐待防止、早期発見のための見守り活動と連携の強化

取 組

- 児童虐待の未然防止と早期発見に努め、関係機関との連携を強化するため、関係機関と定期的な情報共有を実施します。【子ども家庭支援センター】
- 成年後見制度*及び障害者虐待防止法の周知・啓発を行うとともに、虐待通報及び相談を受ける窓口として、障がい者虐待防止センターの運営を委託により実施します。【障がい者支援課】
- 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者を保護するために、高齢者虐待防止ネットワーク会議において、虐待事例の対応方法などについて検討します。【高齢者支援課】
- 成年後見制度推進機関の運営について業務委託をしている社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知・啓発を行い、相談体制を整備します。【高齢者支援課】
- 乳幼児健康診査などで虐待の疑いのある子どもを発見するため、注意深く観察するとともに、訪問時に虐待の疑いのある子どもの発見に努めます。【健康課】
- 保育園、幼稚園、民生委員・児童委員など、子どもに関わる機関と学習会などを通じて連携して、虐待を早期発見するための体制を構築します。また、本市の関連部署（健康課、子ども家庭支援センター、障がい者支援課）が連携し、一丸となって対応する体制を整備します。【健康課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方のために、法律的に権限を与えられた援助者（成年後見人等）が、本人に代わって財産管理や契約手続等を行う制度です。

◆成年後見制度を利用する方の例

- ・一人暮らしで近くに頼れる親族がない
 - ・施設へ入所する手続をする際に、誰かに手伝ってほしい
 - ・親の物忘れがひどく、訪問販売の被害にあわないか心配
 - ・親が亡くなった後、知的障がいのある子どもの将来が心配
 - ・父が亡くなり、遺産相続が発生したが、認知症の母には手続ができない
 - ・親と一緒に住んでいる親族が、年金を勝手に使ってしまったようだ
- など

あきる野市では、相談支援の窓口をあきる野市社会福祉協議会に設置しています。成年後見制度等の利用に関するご本人・家族からの相談のほか、成年後見人等を受任している方からの相談もお受けします。

相談したい方は、事前に電話で問い合わせてください。

あきる野市社会福祉協議会 相談支援係

電 話：042-533-3548

受付日：月曜日から金曜日（年末年始、祝日除く）

時 間：午前8時30分から午後5時15分まで

基本目標3**地域の暮らしを支える体制づくり****現状と課題**

アンケート調査では、市民の約7割が「民生委員・児童委員」を知っていることがわかりましたが、高齢者を対象とする「地域包括支援センター（はつらつセンター）」は約35%、「子ども家庭支援センター」は約23%、「障がい者相談支援センター」は約22%となっており、相談機関に対する認知度は決して高いわけではなく、また年代や性別により差があることがわかりました。このため、相談機関の周知を広めることが課題となります。

相談や情報を必要とする人ほどつながりにくく、複合的な課題を抱えている場合は一機関では対応できないことがあることから、連携や協働をもとに、分野を横断した相談体制、複雑な個別課題に対応できる仕組みをつくる必要があります。相談対応をする人や機関の役割分担を明確にし、切れ目のない相談支援体制を構築する必要があります。

また、生活困窮者、ひきこもり、自殺予防、犯罪をした者などへの相談支援も、今後取り組まなければならない新たな課題となっています。

さらに、支援を必要とする子育て家庭、障がい者、高齢者、生活困窮者などに対するサービスについて、その質を確保し、不足なく利用できるようサービスを整備することは地域の暮らしを支える体制づくりには不可欠です。将来を見据え、計画的にサービス整備をしていく視点が重要です。



(1) 包括的な相談支援体制の充実

重点施策

①複合的な課題に対応できる相談支援体制の確立

取組

- ひきこもりに関する相談に対応できる体制づくりに向けて、相談員にひきこもり相談に関する研修を受講させるとともに、ひきこもり相談窓口のPRを行います。【生活福祉課】
- 関連する担当課・関係機関が連携して相談者を支援する体制を確立するために、定期的・臨時的に担当課・関係機関を招集し、支援方針を検討する機会・会議体を設置します。【生活福祉課】
- 「身体・知的」「精神」に分けることなく全障害に対し、障がい者自身が自らの選択・決定に基づき相談支援などを受けられるよう、障がい者相談支援センターでの相談支援体制の充実を図ります。【障がい者支援課】
- 妊娠期から子育て期までスムーズに支援や情報を引き継ぐために、切れ目のない相談支援ができる相談支援体制を構築します。【健康課・子ども家庭支援センター】
- 悩みを抱えている人に対し、その悩みを適切に把握し、関係部署と連携して対応することで、自殺に追い込まれないよう支援します。【健康課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市自殺対策推進計画

②個別の課題に対応できる相談機能の強化

取 組

- 生活困窮者を早期に自立させることができる相談支援業務を行うために、就労準備支援事業を早期に実施します。【生活福祉課】
- 犯罪をした者などが、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援するために、再犯防止推進計画の策定に取り組みます。【生活福祉課】
- ひとり親家庭の生活の安定などを図るために、就職に有利な資格の取得や能力開発の取組を支援するための給付金事業及び継続的に自立及び就労支援をするための自立支援プログラム策定事業を促進します。【子ども家庭支援センター】
- 切れ目のない子育て支援サービスを提供するために、利用者支援事業*と子ども家庭支援センター、保育所などや小中学校、医療機関など関係機関との連携を強化します。【子ども家庭支援センター】
- 児童虐待やDVに対応する専門の相談員を配置し、相談機能の強化を図ります。【子ども家庭支援センター】
- 精神障がいの方が退院後に地域で安定した生活を送れるよう支援するために、関係機関による協議の場を設置します。【障がい者支援課】
- 地域包括支援センターにおいて、介護保険や福祉サービス、虐待など、高齢者に関する相談について総合的に対応するため、相談員に研修を受講させるとともに、総合的な相談窓口としてPRを行います。【高齢者支援課】
- 健康に対する悩みを抱える人に対応できるよう、健康相談及び健康教育を実施します。【健康課】
- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門性を生かした支援を実施します。【健康課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市男女共同参画計画「あきる野男女共同参画プラン」

東部高齢者はつらつセンター
(平成 31 年 4 月新設)



五日市はつらつセンター



中部高齢者はつらつセンター



(2) 適切なサービスを提供できる体制づくり

①保健福祉サービスの提供体制の強化

取 組

- 指導検査体制を構築するとともに、担当職員の研修受講を推進し、保健福祉サービスの質の確保を図ります。【生活福祉課】
- ホームページなどにより、子育て支援ガイドブックや子育て応援サイトののキッズ、子育て応援アプリののキッズなどを周知します。【子ども政策課】
- 学童クラブに従事する職員に対する研修受講を推進し、質の向上を図ります。また、継続的な需要を踏まえ、学校の余裕教室をはじめ、公共施設などの有効活用を積極的に行うとともに、教育・保育施設における児童の預かりについても研究を行うなどして量の確保に努め、児童の健全な育成を図ります。【子ども政策課】
- 児童館に対するニーズを的確に捉え、健全な遊びや健康な身体の育成と豊かな情操を養う児童館の事業の展開を図ります。【子ども政策課】
- 子どもへの学習支援や食事提供をはじめとした生活支援などを行うため、子どもの未来応援プロジェクトチームにおいて、子どもの総合的な支援策を検討します。【子ども政策課】
- 病児・病後児保育事業、乳幼児一時預かり事業、乳幼児ショートステイ事業などの利用者から意見を聴き、サービスの向上に努めます。また、サービスを必要とする家庭が確実に利用できるよう各種サービスの周知の拡充を図ります。【子ども家庭支援センター】
- 保育サービスの質の確保及び利用者支援の向上に向けて、保育サービスの指導検査実施状況などを明らかにするとともに、施設に対し必要な助言及び指導を行います。【保育課】
- 障がい者及び難病患者が地域で安心して生活していくために、障害福祉サービスをまとめた手引きを配布します。【障がい者支援課】
- 高齢者がサービスなどに関する必要な情報を得られるよう、介護サービスなどの情報発信を行います。【高齢者支援課】

- 心身ともに健康な親子が育つために必要なサービスを提供できるよう、サービスの情報を適切に提供します。【健康課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」

基本目標 4**地域福祉を推進する人づくり****現状と課題**

多くの人が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解を深めることで、誰もが同じ地域の住民として、ともに生きる社会をつくる必要があります。アンケート調査では、まちづくりにおいて重要なことを尋ねた結果、「道路の段差を解消する」「歩道や道路上の障害物を取り除く」などのハード面での改善とともに、「誰もが気軽に手助けができるよう、市民の助け合いの意識を高める」という意見が3割を超えました。様々な機会を通じ、人権や福祉に関する意識を高めていくことが必要です。

また、サービスを提供する人材の不足とともに、地域で支え合いや助け合いを推進する人材についても育成と確保は喫緊の課題です。アンケート調査では、ボランティア活動への参加経験は、「参加したことがある」28.5%、「参加したことはない」70.9%となっています。参加経験のある人は約3割で、前回調査と比較すると微減しています。今後については、「取り組みたい」と回答した方は34.6%であり、3人に1人が今後のボランティア活動への意向をもっています。こうした意欲や関心のある人の力を生かせるよう、社会福祉協議会や関係機関の活動を支援するなどして連携を図り、様々な機会を通じて地域福祉を推進する人材を育てていく必要があります。



（１）地域保健福祉の意識向上

①福祉教育と情報発信の推進

取 組

- 児童・生徒の豊かな人間性を育てるとともに、自分の生き方を主体的に考える態度を育成するために、特別支援教育の推進や福祉問題の理解を図る学習を展開します。【指導室】
- 地域、保健、福祉に関する考え方や情報、活動などについて広く市民に理解を深めてもらうために、情報の収集・発信の充実、連携体制を構築します。【全課】

関連計画

- あきる野市教育基本計画
- あきる野市特別支援教育推進計画
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

(2) 人材育成の推進

重点施策

①担い手の育成と支援

取組

- 子どもたちを見守り、成長を支えるために、地域子ども育成リーダー新規認定研修会を実施し、地域子ども育成リーダーを養成します。【子ども政策課】
- 保育士不足を解消するために、処遇改善や補助制度を利用した施策を展開します。【保育課】
- 聴覚障がいのある方が手話奉仕員・手話通訳者を利用しやすくするため、手話奉仕員・手話通訳者養成講座を開催します。【障がい者支援課】
- 総合事業（訪問型サービスA）の実施に際し、従事する介護職員を確保するため、るのヘルパーなどの養成研修を実施するとともに、介護人材の確保に向けた取組を検討します。【高齢者支援課】
- 認知症の人とその家族を支える理解のある支援者の育成に向けて、認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を開催します。【高齢者支援課】
- 地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するために、地域の資源開発やネットワーク構築の機能を担う生活支援コーディネーターの活動について支援します。【高齢者支援課】
- 地域の中で介護予防の普及啓発や生きがいづくり、健康推進を図る活動をする人の育成に向けて、介護予防リーダー育成講座を実施します。【高齢者支援課】
- 健康づくり市民推進委員などの育成のために、研修会や講習会の実施時期などを工夫し、参加できる機会を増やすとともに、研修会や講習会に参加することの重要性を伝えます。【健康課】
- 支える人となる人材（ゲートキーパー※）を育成するために、地域で活動する団体などに対し、ゲートキーパー研修を開催します。【健康課】

関連計画

- あきる野市子ども・子育て支援総合計画
- あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）
- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市自殺対策推進計画
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

介護予防リーダー育成講座



②ボランティアの育成と支援

取組

- 社会福祉協議会がボランティア活動の中心的な役割を担えるよう、社会福祉協議会に対する補助を行うとともに、社会福祉協議会の活動について情報を共有・提供します。【生活福祉課】
- 高齢者自身が介護予防を推進し、高齢者が地域で元気に活躍できるよう、介護支援ポイント制度のPRを行うとともに、活動内容や活動場所の拡充について協議を行います。【高齢者支援課】
- 介護予防リーダー及び認知症サポーターの活動を推進するために、介護予防リーダー及び認知症サポーターの活動に対し補助金を交付します。【高齢者支援課】
- めざせ健康あきる野21推進会議ボランティアメンバーが主体的に活動できるよう支援します。【健康課】

関連計画

- あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」
- あきる野市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

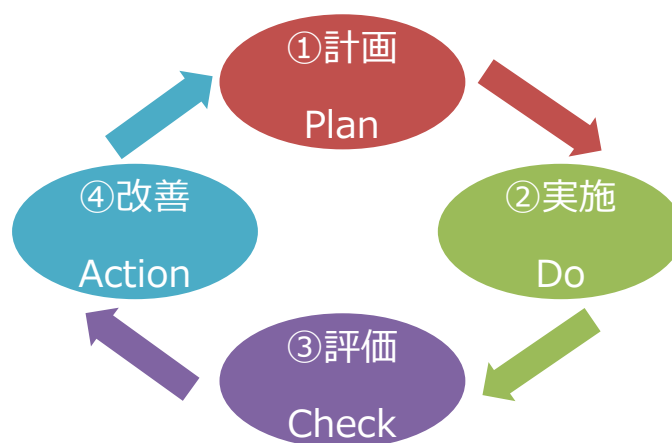


第5章

計画の推進に向けて

1 PDCA サイクルに基づく計画の推進

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき、施策・事業の①計画→②実施→③評価→④改善の流れをつくることが重要です。



①計画として、本計画を策定し、施策・事業の方向性などを示します。続いて、②実施に当たっては、本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係各課との連携を更に強化し、本計画に関連する施策・事業の実施を推進します。③評価については、これまで施策・事業の進捗状況を関係各課において管理してきましたが、より一層の推進を図るため、施策の推進に関連する事業などについて、毎年その進捗状況を市民や関係機関で構成される「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」において検証します。検証の結果、④改善の必要があると認めるときは、計画内容を変更する、実施・推進のあり方を見直すなどの取組を進めていきます。

検証の結果、改善の必要があると認めるときは、①計画に立ち返り、計画内容を変更する、実施・推進のあり方を見直すなどの取組を進めていきます。

2 計画評価のための指標の設定

施策の推進に関連する事業の進捗状況の検証、最終年における計画の達成度に関する評価は、基本目標にある重点施策について指標を設定し、「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」において評価を行います。

基本目標・重点施策	評価のための指標
基本目標 1 安全・安心に住み続けられる環境づくり (1) 健康づくり・生きがいづくりの充実	① ●指標：65歳健康寿命（東京都保健所長会方式） ●根拠：統計データ ●計画策定時の最新実績値（平成29年） 男性 82.36歳 女性 84.24歳
	② ●指標：地域いきいき元気づくり事業一般参加者数 ●根拠：事務報告書 ●計画策定時の実績値（平成30年度）6,744人
	③ ●指標：介護予防普及啓発事業の参加者数 ●根拠：事務報告書 ●計画策定時の実績値（平成30年度） 介護予防講座 481人 はつらつ元気アップ教室 82人
基本目標 2 お互いに支え合い、助け合う地域づくり (1) 地域力の強化	① ●指標：地域の行事や活動への参加経験 ●根拠：アンケート調査 ●計画策定時の最新実績値（令和元年度調査） 『参加している』 46.0%
	② ●指標：ボランティア活動への参加経験 ●根拠：アンケート調査 ●計画策定時の最新実績値（令和元年度調査） 「参加したことがある」 28.5%

基本目標・重点施策	評価のための指標															
基本目標 3 地域の暮らしを支える体制づくり (1) 包括的な相談支援体制の充実	①	●指標：地域の団体・機関の認知度 ●根拠：アンケート調査 ●計画策定時の最新実績値（令和元年度調査） <table><tr><td>民生委員・児童委員</td><td>72.8%</td></tr><tr><td>あきる野市社会福祉協議会</td><td>56.8%</td></tr><tr><td>ふれあい福祉委員</td><td>43.6%</td></tr><tr><td>健康づくり市民推進委員</td><td>41.9%</td></tr><tr><td>地域包括支援センター（はつらセンター）</td><td>35.0%</td></tr><tr><td>子ども家庭支援センター</td><td>23.4%</td></tr><tr><td>障がい者相談支援センター</td><td>21.5%</td></tr></table>	民生委員・児童委員	72.8%	あきる野市社会福祉協議会	56.8%	ふれあい福祉委員	43.6%	健康づくり市民推進委員	41.9%	地域包括支援センター（はつらセンター）	35.0%	子ども家庭支援センター	23.4%	障がい者相談支援センター	21.5%
民生委員・児童委員	72.8%															
あきる野市社会福祉協議会	56.8%															
ふれあい福祉委員	43.6%															
健康づくり市民推進委員	41.9%															
地域包括支援センター（はつらセンター）	35.0%															
子ども家庭支援センター	23.4%															
障がい者相談支援センター	21.5%															
基本目標 4 地域福祉を推進する人づくり (2) 人材育成の推進	①	●指標：地域子ども育成リーダー認定者数（累積） ●根拠：事務報告書 ●計画策定時の最新実績値（平成 30 年度） 166 人														
	②	●指標：認知症サポーター養成者数（累積） ●根拠：事務報告書 ●計画策定時の最新実績値（平成 30 年度） 13,971 人														
	③	●指標：ボランティア・市民活動センター登録者数 ●根拠：事業報告書（社協） ●計画策定時の最新実績値（平成 30 年度） 1,852 人														



資 料

1 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、あきる野市地域保健福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定し、地域保健福祉を総合的に推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 福祉計画に基づく地域保健福祉の推進に関する事。
- (3) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関する事。
- (4) 社会福祉法人が計画する社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業に関する事。
- (5) その他地域保健福祉に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第4号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(2) 委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
識見を有する者 (第3条第1項第1号)	明星大学 人文学部福祉実践学科	鈴木 裕介	
市民の代表 (第3条第1項第2号)	市民の代表	森川 秀臣	
市民の代表 (第3条第1項第2号)	市民の代表	鳥海 弘子	
保健医療関係者 (第3条第1項第3号)	あきる野市医師会	下村 智	委員長
保健医療関係者 (第3条第1項第3号)	秋川歯科医師会	大塚 秀男	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 社会福祉協議会	倉田 克治	副委員長
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 民生児童委員協議会	溝口 正恵	令和元年11月まで
		石村 八郎	令和元年12月から
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 健康づくり市民推進委員会	伊東 満子	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 民間保育園園長会	伊藤 元聡	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 障がい者団体連絡協議会	河井 章子	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 介護事業者連絡協議会	今 裕司	
福祉関係者 (第3条第1項第4号)	あきる野市 高齢者クラブ連合会	太田 勝久	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第5号)	青梅公共職業安定所	永田 弘行	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第5号)	東京都西多摩保健所	小林 啓子	

2 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム

(1) 設置要領

第1 目的及び設置

あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するに当たり、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市障がい者福祉計画、めざせ健康あきる野21、あきる野市子ども・子育て支援事業計画等の各種計画との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な策定を推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

プロジェクトチームは、第1の目的を達成するため、次に掲げる事項について、調査、検討等を行う。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 障がい者福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 児童福祉に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他福祉計画の策定に関すること。

第3 組織

プロジェクトチームは、健康福祉部長、同部生活福祉課長、同課庶務計画係長、同部障がい者支援課長、同課障がい者相談係長、同部高齢者支援課長、同課高齢者支援係長、同課介護保険係長、同部健康課長、同課健康づくり係長、同課母子保健係長、子ども家庭部長、同部子ども政策課長、同課子ども政策係長、同課児童館係長、同部子ども家庭支援センター所長、同所子育て支援事業係長、同所相談係長、同部保育課長及び同課保育係長をもって組織する。

第4 役員等

プロジェクトチームに、次に掲げる役員を置く。

- (1) リーダー 健康福祉部長
- (2) サブリーダー 子ども家庭部長
- 2 リーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第5 会議

プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催するものとし、リーダーが招集する。

- 2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

第6 庶務

プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	部長	川久保 明	リーダー
子ども家庭部	部長	岡部 健二	サブリーダー
障がい者支援課	課長	山根 悟	
〃 障がい者相談係	係長	中村 利明	
高齢者支援課	課長	遠藤 文寛	
〃 高齢者支援係	係長	森田 芳久	
〃 介護保険係	係長	中野 妙子	
健康課	課長	鈴木 修	
〃 健康づくり係	係長	高水 洋輔	
〃 母子保健係	係長	萩原 薫	
子ども政策課	課長	高橋 玄德	
〃 子ども政策係	課長補佐	吉崎 淳二	
〃 児童館係	係長	大串 裕輔	
子ども家庭支援センター	所長	石山和可子	
〃 子育て支援事業係	係長	中村 昌美	
〃 相談係	係長	山本 美奈	
保育課	課長	石塚 光輝	
〃 保育係	係長	木村 紋子	
生活福祉課	課長	細谷 英広	
〃 庶務計画係	係長	田中 晶	
生活福祉課 庶務計画係	主任	木崎 奨	事務局

3 計画の策定経過

(1) 検討経過

経 過	議 事
第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和元年 5 月 16 日（木） 9：00～10：00 場所：別館第 1 会議室	報告事項 （１）プロジェクトチームについて （２）策定・推進委員会について （３）アンケート調査について （４）現計画の実施状況、修正及び新たな事業の実施について 協議事項 （１）地域保健福祉計画策定に当たって ア 計画策定のスケジュールについて イ 計画の構成について
第 1 回 あきる野市地域保健福祉計画 策定・推進委員会 日時：令和元年 5 月 31 日（金） 19：00～20：38 場所：市役所 505 会議室	報告事項 （１）地域保健福祉計画策定・推進委員会について （２）アンケート調査について （３）現計画の実施状況について ア 現計画の実施状況、修正および新たな事業の実施について 協議事項 （１）地域保健福祉計画策定に当たって ア 計画策定のスケジュール（案）について イ 計画の構成（案）について
第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和元年 7 月 1 日（月） 9：30～11：00 場所：別館第 1 会議室	報告事項 （１）第 1 回策定・推進委員会の報告について （２）アンケート調査の速報について 協議事項 （１）次期地域保健福祉計画の施策の方向性等について （２）策定・推進委員会及び策定推進プロジェクトチーム会議開催計画について
第 2 回 あきる野市地域保健福祉計画 策定・推進委員会 日時：令和元年 7 月 18 日（木） 19：00～20：45 場所：市役所 505 会議室	報告事項 （１）アンケート調査の速報について 協議事項 （１）次期地域保健福祉計画の施策の方向性等について （２）計画の体系図（案）について （３）庁内策定推進プロジェクトチーム会議及び地域保健福祉計画策定・推進委員会開催計画について
第 3 回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和元年 8 月 5 日（月） 9：00～10：10 場所：市役所 301 会議室	報告事項 （１）アンケート調査の報告について （２）第 2 回策定・推進委員会の報告について 協議事項 （１）計画の体系図について （２）各課調査の依頼について

経 過	議 事
第4回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和元年8月30日（金） 9：00～10：15 場所：市役所 503 会議室	協議事項 （１）新体系図に付随する各課の事業調査の結果について （２）計画書（素案）について
第3回 あきる野市地域保健福祉計画 策定・推進委員会 日時：令和元年9月18日（水） 19：00～21：30 場所：市役所 503 会議室	報告事項 （１）アンケート調査の結果について 協議事項 （１）新体系図に付随する各課の事業について （２）計画書の構成案について
第5回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和元年10月23日（水） 13：30～14：40 場所：市役所 504 会議室	協議事項 （１）計画書（素案）について （２）概要版（案）について （３）パブリックコメントの実施について （４）今後のスケジュール
第4回 あきる野市地域保健福祉計画 策定・推進委員会 日時：令和元年11月6日（水） 19：00～20：15 場所：市役所 401 会議室	協議事項 （１）計画書（素案2）について （２）概要版について （３）パブリックコメントについて
第6回 あきる野市地域保健福祉計画 策定推進プロジェクトチーム 日時：令和2年2月12日（水） 9：00～10：00 場所：別館第4会議室	協議事項 （１）パブリックコメントの結果について （２）計画書（最終案）について
第5回 あきる野市地域保健福祉計画 策定・推進委員会 日時：令和2年2月19日（水） 19：00～19：45 場所：市役所 503 会議室	協議事項 （１）計画書（最終案）について （２）概要版について

(2) パブリックコメントの実施について

実施期間	令和2年1月15日（水）から令和2年2月4日（火）まで
計画（案） の 閲覧場所	・ あきる野市ホームページ ・ 情報公開コーナー（市役所4階） ・ 健康福祉部 生活福祉課（市役所1階） ・ 五日市出張所 ・ 中央公民館 ・ 図書館（中央図書館・東部図書館エル・五日市図書館・中央図書館増戸分室）
提出方法	・ A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号（法人などの団体の場合には、所在地と団体名、代表者の氏名、電話番号）を記入し、次のいずれかの方法で提出。 ・ 郵送・持参の場合 〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地 あきる野市役所健康福祉部生活福祉課 ・ 電子メールの場合 050101@akiruno-info.tokyo.jp ・ ファックスの場合 042-558-1170

4 用語の解説

【50 音順】

■あ

愛の手帳（あいのでちょう）

東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する知的障がいの人に交付される手帳のこと。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができる。国制度の療育手帳に当たる。

■か

核家族（かくかぞく）

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。

■け

ゲートキーパー（げーときーぱー）

自殺の危険を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、命の門番とも位置付けられる人のこと。自殺対策の一つ。

■こ

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅつしょうりつ）

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、将来人口が安定する「人口置換水準」は2.1であり、これを下回ると人口の維持が困難とされている。

■し

小規模保育事業所（しょうきぼほいくじぎょうしょ）

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設。

自立支援医療（精神通院医療）（じりつしえんいりょう）

精神疾患を理由として通院医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部を補助する。自己負担は原則として1割となる。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に規定された身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長により交付される手帳のこと。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができる。

■せ

生活支援コーディネーター（せいかつしえんこーでいねーたー）

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障がい者に交付される手帳のこと。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができる。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方のために、法律的に権限を与えられた援護者（成年後見人等）が、本人に代わって財産管理や契約手続き等を行う制度のこと。

■ち

地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。

■と

特定健康診査（とくていけんこうしんさ）

健康保険に加入している40歳から74歳までの全ての方が対象の、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。

■な

難病医療費等助成制度（なんびょういりょうひとうじょせいせいど）

難病などの人に対して、医療費などを助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて難病などの人の医療費などの負担軽減を図ることを目的としている。

■に

認定こども園（にんていこどもえん）

就学前の子どもに教育と保育（幼稚園と保育所の機能）を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

■は

バリアフリー（ばりあふりー）

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障壁、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。

パーミル（ぱーみる）

‰（パーミル）は千分率であり、1,000人当たりの人員を示している。

■ゆ

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

年齢、性別、障害の有無、国籍、人種などに関わらず、誰もが使いやすい生活環境や住みやすい社会をつくるという考え方。

■り

利用者支援事業（りようしゃしえんじぎょう）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健型では、母子健康手帳交付時の妊婦面接や妊娠期の訪問等を実施。基本型では、子育て家庭の個別ニーズを把握し、必要な情報提供・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

【あきる野市ホームページ】

本市の様々な情報を確認できます。

URL： <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>



左のコードをスマートフォンで読み込むと、
本市ホームページにアクセスできます。

【あきる野市メール配信サービス】

本市の様々な情報が発信されるメール配信サービスです。

URL： <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000008713.html>



左のコードをスマートフォンで読み込み、
空メールを送ると利用登録ができます。

あきる野市地域保健福祉計画

令和2年度～令和6年度

発行：令和2年3月

編集：あきる野市健康福祉部生活福祉課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111（代）